

《福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業》

要求水準書

令和8年10月

福知山市産業部エネルギー・環境戦略課

内容

第1編 総則	3
第1章 目的	3
第2章 事業概要	3
第3章 事業者の役割	6
第4章 事業実施に係る共通事項	7
第5章 企画提案及び提出書類	8
別表1 企画提案事項及び選定後の主な提出書類一覧	9
第2編 既存施設の解体・撤去及び事業用地整備	13
第1章 基本方針	13
第2章 解体対象施設	13
第3章 事前調査	13
第4章 解体工事	14
第5章 残置物処理	16
第6章 産業廃棄物処理	17
第7章 有価物	18
第8章 地下埋設物及び地中障害物	19
第9章 整地・造成	21
第10章 完了条件	22
第3編 太陽光発電設備	24
第1章 基本方針	24
第2章 設備計画	25
第3章 施工	27
第4章 安全対策	28
第4編 発電事業及び電力供給	30
第1章 基本方針	30
第2章 維持管理	30
第3章 電力供給及び販売	32
第4章 運営体制	33
第5編 地域との共生	35
第1章 基本方針	35
第2章 地域との連携	35
第3章 市民出資	36
第4章 事業収益の地域還元	37
第5章 情報提供・地域説明	39
第6章 苦情・要望対応	39
第6編 事業管理・事業終了	41
第1章 事業管理及びモニタリング	41
第2章 事業継続性	42
第3章 事業主体の変更及び事業承継	43
第4章 事業終了及び設備の撤去・原状回復	44
第5章 撤去費用の確保	46
別紙1 事業用地一覧	
別紙2 解体・撤去対象物一覧	
別紙3 解体・撤去対象位置図	

第1編 総則

第1章 目的

1.1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業」（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザルに参加する事業者に対し、本市が求める最低限の要求事項を示すものである。

事業者は、本要求水準書に定める事項を満たした上で、自らの専門的知見、技術力及びノウハウを活かし、創意工夫をもって、本事業の目的達成に資する提案を行うものとする。

1.2 事業目的

本事業は、本市が令和8年2月に選定された脱炭素先行地域における取組の一環として、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、夜久野町井田（稚児野台地）の旧養豚団地において、再生可能エネルギーの導入を通じて、地域脱炭素の推進、地域との共生及び地域課題の解決を図ることを目的とする。

事業の実施に当たっては、既存施設の解体・撤去及び残置物の適正な処理を行った上で太陽光発電設備を整備し、地域への電力供給によるエネルギーの地産地消及び域内経済循環を図るとともに、事業収益の地域還元等を通じて、地域と共生する持続可能な発電事業を構築するものとする。

1.3 基本方針

本事業は、次に掲げる事項を基本方針として実施する。

(1) 地域脱炭素の推進

再生可能エネルギーを地域で創り、地域で活用することで、エネルギーの地産地消を推進する。

(2) 地域課題の解決

地域への電力供給や事業収益の地域還元等を通じて、地域課題の解決及び地域活性化に寄与する。

(3) 民間ノウハウの活用

民間事業者の技術力、企画力及び事業運営能力を最大限活用し、長期にわたり安定した発電事業を実現する。

(4) 市民参加の推進

市民出資等により、市民が再生可能エネルギー事業に参加できる仕組みを構築し、市民参加及び地域との共創を推進する。

(5) 安全・安心な事業運営

法令を遵守し、安全性及び環境に十分配慮するとともに、地域住民との信頼関係を構築しながら、長期にわたり安全かつ適切に事業を運営する。

第2章 事業概要

2.1 事業名称

福知山市夜久野町井田（稚児野台地）地域共生型太陽光発電事業

2.2 事業場所

京都府福知山市夜久野町井田小字児野 389 番 ほか 73 筆（計 25,400.6 m²）（別紙1 参照）

本事業の対象区域は、別紙1に示す範囲とする。

なお、事業者は、対象区域及び周辺環境、関係法令、地形その他現地条件を十分確認した上で提案を行うこと。

2.3 事業用地の基礎条件

本市が把握している事業用地の主な土地利用条件、法令上の区域指定その他の基礎情報は、次のとおりとする。

項目	内容
所在地	京都府福知山市夜久野町井田小字児野 389 番ほか 73 筆
対象面積	25,400.6 m ²
現況	旧養豚団地（既存建築物、工作物及び残置物あり）
都市計画区域	都市計画区域外
用途地域	指定なし
建ぺい率・容積率	建蔽率 - 容積率 - （都市計画区域外）
宅地造成等工事規制区域	区域内
景観計画区域	区域内（自然景観保全ゾーン）
国土調査（地籍調査）	未実施
地目	山林、牧場、原野等
農業振興地域	該当あり
農用地区域	該当なし
農地法上の取扱い	農地に該当しないため、農地転用手続不要
地域森林計画対象民有林	区域外
保安林	区域外
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地「稚児野遺跡」に該当
土砂災害警戒区域等	区域外
洪水浸水想定区域	区域外
接道・進入路	東側進入路を本事業における工事及び維持管理の基本ルートとする。 詳細は 2.11 に示す。
占用物	電柱 1 本及び支線 2 本（関西電力送配電（株））

上記は、本市が公募時点において把握している情報を事業者の検討に資するため示すものであり、各種法令の適用、区域指定、許認可等の要否その他事業実施に必要な条件を本市が保証するものではない。

事業者は、自らの責任において、最新の法令、区域指定、公図、登記事項、現地状況その他必要な情報を確認し、企画提案の作成に必要な範囲で、関係法令の適用及び必要となる許認可、届出、関係機関との協議その他の手続を確認すること。

事業実施に当たって必要となる許認可、届出及び関係機関との協議については、第 4 章に定めるところによる。

2.4 事業期間

本事業の期間は、基本協定締結日から事業終了までとする。

事業期間は既存施設の解体・撤去、太陽光発電設備の整備、発電事業及び事業終了に伴う設備の撤去・原状回復等に要する期間を含むものとする。

本事業に係る土地の貸付期間は、福知山市財務規則に基づき、貸付開始日から 20 年間を上限とする。発電事業期間については、当該貸付期間内において、既存施設の解体・撤去及び太陽光発電設備の整備等に要する期間並びに事業終了に伴う設備の撤去・原状回復等に要する期間を考慮し、事業者の提案を踏まえて決定するものとする。

事業者は、発電事業期間を通じて、発電設備の維持管理、電力供給その他本事業に必要な運営を適切に実施すること。

なお、事業スケジュールについては、2.10 で示す標準スケジュールを基本とし、事業者の提案を踏まえて決定する。

2.5 事業方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、基本協定を締結した上で実施する公民連携事業である。

事業者は、本市が交付する「福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（以下「市補助金」という。）」を活用しながら、自己の責任及び負担において発電事業を実施するものとする。

2.6 事業スキーム

本事業は、民間事業者を事業主体とし、本市は事業者の選定、補助金の交付及び事業のモニタリングを実施する。

事業の基本的な流れは次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザルの実施
- (2) 優先交渉権者の決定
- (3) 基本協定の締結
- (4) 事業用地の使用に係る契約等の締結
- (5) 既存施設の解体・撤去及び事業用地の整備
- (6) 市補助金の交付に必要な手続
- (7) 太陽光発電設備の整備
- (8) 系統連系及び地域への電力供給の開始
- (9) 発電事業の運営、維持管理及び地域還元等の実施
- (10) 事業終了時における設備の継続利用又は撤去・原状回復

2.7 事業範囲

本事業において事業者が実施する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 既存施設の解体及び撤去
- (2) 残置物の撤去及び適正処理
- (3) 事業用地の整地その他太陽光発電設備の整備に必要な用地整備
- (4) 太陽光発電設備の設計及び施工
- (5) 関係法令に基づく各種許認可、届出、申請及び関係機関との協議
- (6) 発電事業の維持管理及び運営
- (7) 地域への電力供給
- (8) 市民出資制度の構築及び運営
- (9) 地域還元の実施
- (10) 事業の各段階における地域住民等への情報提供及び説明
- (11) 事業終了時における設備の継続利用に係る協議又は設備の撤去及び原状回復
- (12) その他本事業の目的達成に必要な事項

2.8 補助金の対象範囲

本事業は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用して実施するものである。

本事業における業務のうち、交付対象となる設備、経費、交付率その他の要件については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「補助金規則」という。）、その他の法令及び関連通知のとおりとする。

なお、本事業の事業範囲には、市補助金の交付対象とならない業務及び経費を含む。事業者は、国要綱、国要領、市補助金に係る交付要綱その他関係規程を確認し、交付対象経費と交付対象外経費を適切に区分すること。

2.9 事業用地の使用

本事業の実施に必要な事業用地については、本市との間で別途締結する事業用地の使用に係る契約等に基づき、事業期間中、事業者の使用させるものとする。

既存施設の解体・撤去、残置物の処理その他事業開始に必要な費用を、交付金によらず事業者の負担により実施すること等を踏まえ、事業期間中の土地使用料は無償とする。

事業者は、事業用地を本事業の目的以外に使用してはならない。

また、事業用地の使用条件、使用期間、管理責任、原状回復その他必要な事項については、本要求水準書、基本協定等に定めるところによる。

2.10 標準スケジュール

本事業の標準スケジュールは、次のとおりとする。

なお、以下に示すスケジュールは現時点での想定であり、事業者の提案内容、関係法令に基づく手続き、関係機関との協議その他の事情を踏まえ、本市と事業者との協議により決定するものとする。

時期	内容
令和9年1月	優先交渉権者決定・基本協定締結
令和9年2月	土地の使用貸借開始、既存施設の解体・撤去工事着手
令和9年7月	既存施設の解体・撤去及び用地整備完了
令和9年8月	太陽光発電設備整備着手
令和10年3月	第1期整備完了・実績報告
令和11年2月	第2期整備完了・実績報告
令和11年3月	電力供給開始
土地貸付期間満了まで	発電事業の終了、設備の撤去及び原状回復の完了

土地の貸付期間は、貸付開始日から20年間を上限とする。

事業者は、当該期間内に発電事業の終了並びに設備の撤去及び原状回復を完了することを前提として、発電事業期間、撤去・原状回復に要する期間及び事業終了時期を明確にした事業スケジュールを提案すること。

なお、発電事業期間は、設備整備等の進捗及び撤去・原状回復に要する期間により変動するため、電力供給開始後の年数を一律に定めるものではない。

また、予算措置の都合上、太陽光発電設備の設置工事については、令和9年度及び令和10年度の2か年計画で実施することとし、各年度における補助金の活用予定額についても併せて提案すること。

2.11 事業実施に当たっての通行道路

事業用地への進入経路については、東側及び西側の2ルートがあるものの、西側ルートについては道幅が狭いことから、本事業に係る工事や維持管理等については原則として東側ルートを使用すること。やむを得ない事情により東側ルート以外を使用する必要がある場合は、あらかじめ本市と協議すること。

第3章 事業者の役割

3.1 事業者の責務

本事業は、市及び事業者がそれぞれの役割及び責任を担い、相互に連携しながら協働して推進する公民連携事業であることから、事業者は本事業が公的支援を受け、地域と連携して実施する事業であることを踏まえ、誠実かつ透明性の高い事業運営を行うこと。

また、事業者は本事業の目的及び基本方針を十分理解し、自らの技術力、企画力及び事業運営能力を最大限発揮するとともに、本要求水準書、基本協定その他関係書類に基づき、自らの責任において本事業を誠実かつ確実に実施すること。

3.2 地域との協調

事業者は、本事業が地域社会と共存する事業であることを十分認識し、地域住民及び関係者との良好な関係の構築に努めること。

事業の実施に当たっては、周辺環境及び地域住民への影響に十分配慮するとともに、地域との継続的な対話及び情報共有を通じて、信頼関係の構築に取り組むこと。

地域との連携、情報提供、地域説明及び苦情等への対応については、第5編に定めるところによる。

3.3 事業の継続性

事業者は、本事業が長期間にわたり地域へ電力を供給し、地域還元及び市民出資その他の市民参加に係る取組を継続して実施する事業であることを踏まえ、安定的かつ持続可能な事業運営体制を構築すること。

事業継続、事業主体の変更及び事業承継並びに事業終了に関する事項については、第6編に定めるところによる。

第4章 事業実施に係る共通事項

4.1 関係法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関係法令、条例、規則、技術基準、ガイドラインその他本事業に適用される規定等を遵守すること。

事業期間中に関係法令等の制定又は改廃があった場合は、その内容を確認し、本事業に適用されるものについて適切に対応すること。

なお、本要求水準書に関係法令等を個別に記載している場合であっても、事業者が遵守すべき関係法令等を当該記載に限定するものではない。

4.2 許認可、届出及び関係機関との協議

事業者は、本事業の実施に必要となる許認可、届出、申請、協議その他の手続について、自らその要否及び内容を確認し、適切な時期に実施すること。

ただし、法令その他の規定により本市その他の者が手続の主体となる場合は、事業者は、必要な資料の作成、情報提供その他当該手続に必要な協力を行うこと。

関係行政機関、一般送配電事業者その他関係者との協議が必要となる場合は、事業スケジュールに支障が生じないように、十分な期間を確保して実施すること。

4.3 安全管理及び環境への配慮

事業者は、本事業の全期間を通じて、作業従事者、地域住民その他第三者の安全確保を最優先とし、事故の防止その他必要な安全管理を行うこと。

また、騒音、振動、粉じん、交通、排水、廃棄物、景観その他周辺環境への影響の低減に努め、本事業の各段階及び現地条件に応じて必要な環境配慮を行うこと。

工事、設備及び維持管理等に固有の安全対策及び環境配慮については、各編に定めるところによる。

4.4 事故、災害その他緊急時の対応

事業者は、事故、災害、設備異常その他緊急事態が発生した場合に備え、必要な連絡体制及び対応体制を構築すること。

緊急事態が発生した場合は、人命及び安全の確保を最優先として必要な応急措置を講じるとともに、本市その他関係機関への連絡及び報告を適切に行うこと。

このうち、本事業の継続、地域住民の安全、周辺環境その他に重大な影響を及ぼす事象に係る本市への報告については、第6編第1章に定めるところによる。

4.5 第三者への委託等

事業者は、本事業に係る業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は他の事業者と連携して実施する場合であっても、本要求水準書、基本協定及び企画提案の内容に基づき本事業を適切に実施する責任を負うものとする。

事業者は、委託先その他関係事業者に対し、その担当する業務に必要な本要求水準書その他関係書類の内容を遵守させること。

4.6 保険等

事業者は、本事業の実施に伴う事故、災害、第三者への損害その他のリスクに備え、本事業の内容及びリスクに応じた適切な保険への加入その他必要なリスク移転措置を講じること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、保険への加入その他リスク移転措置の内容を確認できる資料を提出すること。

4.7 本市との協議、報告及び確認

事業者は、本要求水準書において本市との協議、報告又は確認を求める事項について、事業の進捗に支障が生じないよう適切な時期に実施すること。

本市から本事業の実施状況を確認するために合理的な範囲で資料の提出又は説明を求められた場合は、これに協力すること。

なお、本市による協議、確認又は資料の受領は、法令上又は本要求水準書等において別に定める場合を除き、事業者が負う責任を本市へ移転するものではない。

4.8 記録及び資料の保存

事業者は、本事業の実施状況、各種手続、工事、維持管理、発電及び電力供給、市民出資、地域還元、地域との連携、事故及び苦情等への対応その他本事業に関する重要な事項について、適切に記録すること。

当該記録及びその根拠となる資料は、関係法令、基本協定その他関係規定を踏まえ、必要な期間適切に保存すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、当該記録又は資料を提出し、又はその内容を説明すること。

4.9 提出書類の作成及び変更

事業者は、本要求水準書に基づき提出する計画書、報告書その他の書類について、本要求水準書及び企画提案の内容を踏まえて作成し、本市が定める時期までに提出すること。

提出した計画書等の内容について、事業の実施に重大な影響を及ぼす変更を行う場合は、あらかじめ本市へ報告し、必要に応じて協議すること。

なお、設備の状態、技術の進展、関係法令又は制度の変更その他事業環境の変化に対応するため、要求水準を満たす範囲で計画書等の内容を合理的に見直すことを妨げるものではない。

第5章 企画提案及び提出書類

5.1 企画提案時の提案事項

事業者は、別表1(1)「企画提案時に求める主な事項」に掲げる事項及び本要求水準書において企画提案時に提案することとしている事項について、企画提案書にその内容を示すこと。

企画提案時に求める内容は、本事業の実現可能性、実施体制、事業性その他提案内容を評価するために必要な基本的な考え方、方針、方法等を示すものであり、本要求水準書において別に定める場合を除き、選定後に作成する詳細な計画書と同等の内容を求めるものではない。

5.2 選定後の提出書類

優先交渉権者として選定された事業者は、本要求水準書に定めるところにより、本事業の各段階に応じて必要な計画書、報告書その他の書類を作成し、本市へ提出すること。

主な提出書類及び提出時期は、別表1(2)「選定後の主な提出書類」に示すものとする。

なお、別表1は各編に定める要求事項を整理したものであり、各編に定める事業者の義務を限定するものではない。

別表 1 企画提案事項及び選定後の主な提出書類一覧

《別表の取扱い》

本表は、企画提案時に求める主な提案事項及び優先交渉権者選定後に提出する主な書類を整理したものである。企画提案時においては、本表及び各編に定める事項について、提案内容の実現可能性等を確認するために必要な基本的な考え方、方針、方法等を示すものとし、選定後に提出する計画書等と同等の詳細な内容を求めるものではない。

また、本表に記載する提出書類及び提出時期は、各編に定める要求事項を整理したものであり、本表に記載のない事項について事業者が負う義務を免除し、又は各編に定める要求事項を限定するものではない。

(1) 企画提案時に求める主な事項

No.	分野	企画提案時に求める主な事項	企画提案時に示す内容・水準
1	事業全体	事業実施方針及び事業スキーム	本事業の目的及び基本方針を踏まえた実施方針、事業主体、関係事業者との役割分担、事業全体のスキーム
2	事業全体	事業実施体制	事業主体、構成員・協力事業者等の役割及び責任、意思決定・連絡体制、長期的な事業運営体制
3	事業全体	事業スケジュール	基本協定締結後から解体・撤去、事業用地整備、太陽光発電設備整備、系統連系、電力供給開始及び事業終了までの全体工程。特に令和 9 年度及び令和 10 年度の工程を具体的に示すこと
4	事業全体	事業費及び資金計画	事業全体の概算事業費及びその内訳、市補助金の交付対象経費・交付対象外経費の区分、市補助金の活用予定額、自己資金その他の資金調達方法。市補助金は令和 9 年度及び令和 10 年度の活用予定額を年度別に示すこと
5	事業全体	長期事業収支	発電量、電力販売収入、維持管理費、修繕・更新費、市民出資、地域還元、撤去費用その他主要な収支項目を踏まえた事業期間全体の収支見通し及び主要な前提条件
6	解体・撤去・用地整備	基本的な施工方針	解体対象施設及び残置物の処理、アスベスト含有建材への対応、廃棄物の適正処理、地下埋設物及び埋蔵文化財への対応、整地・造成、排水・防災、安全・環境対策、施工方法、工程、実施体制等の基本的な考え方並びに本市が提供する資料及び現地条件を踏まえた事業費・工程への反映
7	太陽光発電設備	太陽光発電設備の整備に関する提案	設備容量、想定年間発電量、設備利用率、設備配置・土地利用、土地の形質変更を想定する範囲及びその概算面積、重要開発調整池の設置の要否に関する考え方、主要設備の構成・性能、架台・基礎、維持管理性、安全対策、系統連系、監視・計測等の基本的な考え方
8	維持管理	維持管理に関する提案	維持管理体制、点検・予防保全、修繕・更新、除草・敷地管理、発電性能管理、異常・災害時の対応等の基本的な考え方

No.	分野	企画提案時に求める主な事項	企画提案時に示す内容・水準
9	電力供給・販売	電力供給・販売に関する提案	供給対象・需要想定、発電電力の供給・販売スキーム、地域内供給量の見込み、供給開始時期、料金体系、料金水準及び料金比較の考え方、需要家の開拓方法及び供給開始までの工程、実施体制、市場・制度リスク、本事業により発電した電力に係る環境価値の取扱い、本事業により発電した電力の供給先及び供給量を確認する方法等
10	地域共生	地域共生に関する取組の提案	地域との対話・連携、情報提供・地域説明、地域課題への貢献、地域活動・環境学習等への協力、地域人材・地域事業者の活用、苦情等への対応等の基本的な考え方
11	市民出資	市民出資に関する提案	制度スキーム、実施主体、適用が想定される関係法令、必要となる許認可・登録・届出等及びこれらへの対応方針、参加対象、募集方法・時期、一口当たりの金額その他参加に必要な金額、資金調達目標額、事業費又は資金調達額に占める割合、想定参加者数及びその設定根拠、資金使途、参加者への経済的還元、リスク、運営・情報提供等
12	地域還元	地域還元に関する提案	電力販売額の1%以上を基本とした地域還元について、販売額の考え方及び算定対象、地域還元率、想定発電量、想定販売電力量、想定販売単価その他の算定前提、各年度及び事業期間全体の想定地域還元額並びにその算定根拠、還元方法、実施時期並びに地域との連携の考え方
13	事業継続性	事業継続に関する提案	長期的かつ安定的に本事業を継続するための実施体制、財務面を含む事業継続の考え方、想定する主要なリスク及びその対応方針
14	事業終了・撤去	事業終了時の対応に関する提案	土地貸付期間内における設備の撤去、適正処理・再使用・再資源化、原状回復その他事業終了に関する基本的な考え方
15	撤去費用	撤去費用の算定及び確保に関する提案	撤去費用の概算額、算定の考え方、主な算定条件・費用範囲、確保方法、確保予定額・時期、積立て・保証等の推移、事業者の信用状況又は財務状況から一定程度独立して撤去費用又はこれに相当する財源を確保する考え方

(2) 選定後の主な提出書類

※以下は、優先交渉権者として選定された後、本事業の実施段階に応じて作成・提出する主な書類を整理したものであり、企画提案時にこれらの書類を作成又は提出することを求めるものではない。

No.	分野	選定後の主な提出書類	主な記載内容	提出時期
1	解体・撤去・用地整備	解体・撤去及び事業用地整備計画書	施工方法・工程、仮設、安全管理、環境対策、アスベスト、残置物、廃棄物、有価物、地下埋設物、埋蔵文化財、整地・造成、排水・防災、立木等	関係する工事等の着手前
2	解体・撤去・用地整備	解体・撤去及び事業用地整備完了報告書	実施内容、出来形、廃棄物等の処理状況、写真その他実施状況を確認できる資料	解体・撤去及び事業用地整備の完了後速やかに
3	太陽光発電設備	太陽光発電設備整備計画書	設備容量、発電量、配置、主要設備、架台・基礎、電気設備、系統連系、監視・計測、安全対策、施工方法その他必要な事項	太陽光発電設備の整備着手前
4	太陽光発電設備	太陽光発電設備整備完了報告書	完成図書、写真、試験・試運転結果、主要設備資料、保証書、取扱・維持管理資料その他必要な資料	設備工事完了後速やかに
5	維持管理	維持管理計画書	実施体制、点検・保守、修繕・更新、除草・敷地管理、異常・災害時対応、記録・報告その他必要な事項	電力供給開始まで
6	電力供給・販売	電力供給・販売計画書	供給先、供給・販売方法、料金、需要家開拓、実施体制、実績管理、発電した電力の供給先及び供給量の確認方法その他必要な事項	電力供給開始まで
7	市民出資	市民出資実施計画書	募集・契約方法、参加条件、募集規模、資金使途、資金管理、参加者への経済的還元、途中解約・譲渡・相続・事業終了時の取扱い、情報提供、リスク説明等	市民出資の募集開始前
8	地域還元	地域還元実施計画書	販売額の考え方及び算定対象、還元率、算定方法、地域還元額、実施方法、実施時期、実績管理その他必要な事項	電力販売開始前
9	事業管理・モニタリング	事業実施年次報告書	発電・電力供給、維持管理、市民出資、地域還元、地域共生、苦情等、事故・重大事象、事業収支・継続性、撤去費用の確保状況その他本事業の実施状況	毎年度、本市が指定する時期

No.	分野	選定後の主な提出書類	主な記載内容	提出時期
10	事業終了・撤去	事業終了・撤去計画書	終了時期、設備の取扱い、撤去対象・方法・工程、安全・環境対策、廃棄物処理・資源循環、原状回復、地域への電力供給、市民出資・地域還元の終了又は移行時の対応、地域への情報提供等	事業期間満了の場合は、事業終了予定日の3年前を目安に協議を開始し、1年前までに提出
11	事業終了・撤去	事業終了・撤去完了報告書	撤去・原状回復の実施内容、写真、廃棄物処理及び再使用・再資源化の実績、事業全体の成果・課題その他必要な資料	撤去及び原状回復の完了後速やかに

※撤去費用の確保については、企画提案の内容を基本として、優先交渉権者選定後、本市と事業者との協議により撤去費用の算定額、確保方法、確保時期、保証又は積立て等の条件その他必要な事項を確定し、基本協定等に定める。

第2編 既存施設の解体・撤去及び事業用地整備

第1章 基本方針

1.1 基本方針

事業者は、本事業の目的を踏まえ、既存施設の解体・撤去及び残置物の処理を適切に実施するとともに、太陽光発電設備の設置及び長期にわたる発電事業に支障のない事業用地を整備すること。

解体・撤去及び事業用地の整備に当たっては、対象地が旧養豚団地として利用されていたことを踏まえ、既存施設、残置物、地形その他現地の状況を十分に把握した上で、安全性、周辺環境への影響及び後続する太陽光発電設備の整備との整合に配慮し、合理的かつ適切な施工方法を採用すること。

また、解体・撤去に伴い発生する廃棄物等については、適正な分別、再資源化及び処理を行うとともに、再利用又は資源としての有効活用が可能なものについては、その活用に努めること。

なお、事業用地の整備に当たっては、長期的な維持管理、排水対策等を考慮し、発電事業の安定的な実施に適した土地の状態を確保すること。

第2章 解体対象施設

2.1 解体対象

本事業における主な解体対象物は、別紙2「解体・撤去対象物一覧」及び別紙3「解体・撤去対象位置図」に示すとおりとする。なお、これらは市が保有する資料及び現地確認等に基づく参考情報であり、事業者は現地調査により対象物の種類、数量、構造、状態等を確認すること。

解体対象施設の一部については、アスベスト含有建材が確認されていることから、その取扱いについては、第3章及び本市が提供するアスベスト含有調査関係資料を確認すること。

なお、事業用地内には別紙2「解体・撤去対象物一覧」に記載するものとは別に占用許可物件（電柱1本及び支線2本）があり、解体・撤去時には細心の注意を払うとともに、周囲の整地を行う際には事前に関西電力送配電（株）と協議を行うこと。

2.2 RC造角形サイロの取扱い

別紙3「解体・撤去対象位置図」に掲載するRC造の角形サイロについては、太陽光発電設備の整備に直接必要となる解体対象施設ではないものの、事業用地の一体的な整備を図るため、他の既存施設と併せて本事業において解体及び撤去するものとする。

当該費用については、本市から事業者に対し8,455千円（税込）を上限に本市が負担するものとし、当該上限額を超える費用については、事業者の負担とする。

本市の負担額は、当該施設の解体及び撤去に実際に要する費用を踏まえ、上限額の範囲内で決定するものとし、事業者は、当該施設に係る費用を他の解体・撤去費用と区分して明らかにすること。

なお、支払額の決定方法、支払時期、必要な手続その他の事項については、別途本市と事業者との間で協議するものとする。

事業者は、他の既存施設の解体工事との工程、安全管理、廃棄物処理その他施工上の整合を図り、当該施設の解体及び撤去を適切に実施すること。

第3章 事前調査

3.1 基本事項

事業者は企画提案に当たり、本市が提供する資料及び現地の状況を確認し、対象施設及び敷地条件等を提案に必要な範囲で把握した上で提案を行うこと。

また、優先交渉権者として選定された後は、解体・撤去及び事業用地整備の実施に必要な調査及び確認を自らの責任において行うこと。

3.2 アスベスト含有調査結果

本市は、既存施設の解体に先立ち、対象施設の一部についてアスベスト含有の事前調査を実施しており、施設及び建材についてアスベストの含有を確認している。

本市が保有する当該調査報告書その他関係資料については、公募期間内において担当課にて閲覧に供する。閲覧を希望する場合は、事前に担当課へ連絡すること。

事業者は、企画提案に当たり、当該資料の内容を十分確認し、アスベスト含有建材への対応に必要な費用、工程その他提案に必要な事項を考慮すること。

優先交渉権者として選定された後は、解体工事の実施に当たり必要となる調査、確認及び手続を行った上で、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、アスベストを含有する建材等の除去、収集運搬及び処分を適切に実施すること。

3.3 質問書の提出及び現地確認

事業者は、提案に必要な事項について不明点がある場合は、公募において定める質問期間中に確認すること。

また、事業者は、本市が実施する現地見学会その他本市が認める方法により現地の状況を確認し、既存施設の構造、劣化状況、附帯設備、工作物、周辺環境、搬入出経路その他提案に必要な事項を可能な範囲で把握し、提案内容に反映すること。

現地見学会以外に現地確認を希望する場合は、事前に本市担当課へ連絡し、その承諾を得ること。

3.4 解体・撤去等に必要な条件の確認

事業者は、既存施設の解体・撤去及び事業用地整備に必要な許認可、届出、申請、関係行政機関等との協議その他の手続並びに施工上の条件について、提案に必要な範囲で事前に確認し、事業費及び事業スケジュールその他提案内容に反映すること。

なお、事業実施に当たって必要となる許認可、届出、申請及び関係機関との協議については、第1編第4章に定めるところによる。

第4章 解体工事

4.1 基本事項

事業者は、既存施設の解体・撤去を、本事業全体の工程及び後続する太陽光発電設備の整備を踏まえ、安全性、環境保全及び経済性に配慮しながら実施すること。

解体工法、施工手順及び工程については、解体工事を単独の工事としてではなく、本事業全体の効率性及び経済性の向上につながる工程として捉え、事業者の技術力及びノウハウを活かし、太陽光発電設備の設置及び長期的な維持管理を見据えて計画すること。

4.2 解体・撤去及び事業用地整備計画書

事業者は、本編に定める業務の着手前までに、「解体・撤去及び事業用地整備計画書」を作成し、本市へ提出すること。

当該計画書は、本編に定める既存施設の解体・撤去、残置物及び廃棄物の処理、有価物の取扱い、地下埋設物等への対応並びに整地・造成その他事業用地整備に関する事項を一体的に整理するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 解体・撤去及び事業用地整備の実施体制
- (2) 解体工法及び施工手順
- (3) 全体工程
- (4) 仮設計画
- (5) 工事車両の搬入出及び解体材等の搬出方法
- (6) 安全管理
- (7) 騒音、振動、粉じん、臭気、排水その他周辺環境への対策
- (8) 残置物及び廃棄物の分別、保管、搬出及び処理方法
- (9) アスベスト含有建材への対応

- (10) 有価物の取扱い
- (11) 地下埋設物及び地中障害物への対応
- (12) 埋蔵文化財への対応
- (13) 整地・造成及び排水・防災対策
- (14) 既存樹木その他の植生の取扱い
- (15) 緊急時の対応
- (16) その他本編に定める業務を適正に実施するために必要な事項

なお、各事項の詳細については、第5章から第9章までに定める要求水準を踏まえること。

4.3 安全管理

解体工事に当たっては、第1編第4章に定める安全管理に加え、墜落・転落、解体材等の飛散・落下、重機との接触、感電、火災、工事車両による事故その他解体工事に伴う災害を防止するため現地の状況及び施工方法に応じた必要な安全対策を講じること。

また、工事区域への第三者の立入りを防止するとともに、工事車両の搬入出等に当たっては、必要に応じて車両誘導その他の交通安全対策を講じること。

4.4 着手前の準備

事業者は、解体工事の着手に先立ち、安全かつ円滑な施工を確保するため、現地の状況及び解体・撤去及び事業用地整備計画書に基づき、必要な仮設設備、立入防止措置、工事標識、既存ライフラインへの措置、工事車両の搬入出経路の確認その他必要な準備を行うこと。

4.5 周辺環境への配慮

解体工事に当たっては、第1編第4章に定める環境への配慮に加え、騒音、振動、粉じん、臭気、排水、泥土等の流出及び工事車両による交通への影響を可能な限り低減するため、現地の状況及び施工方法に応じて、散水、防音、防じんその他必要な措置を講じること。

4.6 解体工法

解体工法は事業者提案によるものとする。ただし、既存施設及び現地の状況、周辺環境への影響、安全性、工程、経済性及び資源循環を総合的に考慮して選定すること。なお、既存基礎、杭、地中梁その他地中に存する構造物の取扱いについては、第8章に定めるところによる。

4.7 工程管理

解体工事は、その後の太陽光発電設備の整備に支障が生じないよう計画的に実施すること。

本事業の全体工程に重大な影響を及ぼすおそれのある工程変更が生じる場合は、速やかに本市へ報告し、必要な対応について協議すること。

4.8 仮設工

必要な仮囲い、仮設電源、仮設給水、仮設道路その他工事に必要な仮設設備は、事業者の責任及び負担において設置、維持管理及び撤去すること。

4.9 解体材の分別

解体材については、種類及び性状に応じて適切な分別を行い、再使用及び再資源化が可能なものについては、その活用に努めること。特に、コンクリート、木材、金属、ガラス、廃プラスチック等について、材質及び処理方法に応じて適切に分別すること。

なお、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理については、第6章に定めるところによる。

4.10 工事記録

事業者は、解体・撤去の実施状況、解体材等の処理状況その他施工状況について、写真その他適切な方法により記録し、整理・保管すること。

特に、施工後に確認することが困難となる箇所については、施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるよう記録すること。

当該記録は、第 10 章に定める解体・撤去及び事業用地整備完了報告書に必要な範囲で反映すること。

4.11 臭気・衛生対策

旧養豚施設の解体・撤去に当たっては、臭気、衛生害虫、汚泥その他衛生上の支障となるものによる周辺環境への影響を低減するため、現地の状況に応じて必要な対策を講じること。

第 5 章 残置物処理

5.1 基本事項

本事業における残置物の撤去及び処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令並びに本市の廃棄物処理に関する取扱いに従い、適正かつ確実に実施すること。

事業者は、本章に定める要求水準を満たすとともに、残置物の発生経緯、種類及び性状等に応じて、一般廃棄物、産業廃棄物、資源物、有価物その他の区分を適切に確認し、本市と必要な協議及び情報共有を行いながら処理すること。

残置物の所有権、廃棄物処理法その他関係法令上の処理責任及び本事業における費用負担については、それぞれ別個のものとして、関係法令及び本章の定めに基づき取り扱うものとする。

5.2 残置物の定義

本事業における残置物とは、解体対象建築物及びその敷地内に現に残存する動産、廃棄物その他これらに類する物品であって、本事業の実施に当たり撤去又は処理が必要となるものとして、本市が撤去対象とするものをいう。本事業における主な撤去対象物は、別紙 2「解体・撤去対象物一覧」及び別紙 3「解体・撤去対象位置図」に示すとおりとする。なお、これらは市が保有する資料及び現地確認等に基づく参考情報であり、事業者は現地調査により対象物の種類、数量、構造、状態等を確認すること。

なお、建築物の解体その他本事業の施工に伴い新たに発生する建設廃棄物については、本章にいう既存の残置物とは区分して取り扱い、第 6 章に定めるところによる。

5.3 事前確認及び処理方針

事業者は、企画提案に当たり、本市が提供する資料及び現地の状況を確認し、残置物の種類、数量、性状、保管状況その他処理費用の算定に必要な事項について提案に必要な範囲で確認すること。

本市は、把握している残置物に関する情報を参考資料として提供するが、当該資料は残置物の種類及び数量等を完全に保証するものではない。

優先交渉権者として選定された後は、残置物の処理に先立ち必要な調査を行い、一般廃棄物、産業廃棄物、資源物、有価物、特別な処理を要する物品等の区分、予定数量、処理方法及び処理先その他必要な事項を整理し、第 4 章に定める「解体・撤去及び事業用地整備計画書」に反映すること。

5.4 分別、撤去及び保管

事業者は、残置物をその種類及び性状に応じて適切に分別し、安全かつ効率的に撤去すること。

残置物を搬出するまでの間は、飛散、流出、地下浸透、悪臭、火災その他周辺環境又は安全への影響が生じないように、適切に区分し、必要な措置を講じて保管すること。

撤去及び保管に当たっては、建築物の解体工程、搬出経路及び周辺環境への影響等を考慮するとともに、既存の残置物と本事業の施工に伴い新たに発生する廃棄物を適切に区分して管理すること。

5.5 廃棄物等の区分

残置物については、その発生経緯、種類、性状等を確認した上で、廃棄物処理法その他関係法令に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物、資源物、有価物その他の区分を適切に判断し、それぞれ適正に分別すること。

特に、金属類、木材、廃プラスチック類、ガラス類、廃油、廃液、電気機器、紙類その他の残置物については、その品目のみをもって一律に産業廃棄物として取り扱うことなく、その発生経緯及び法令上の区分を確認すること。

区分の判断が困難な残置物については、事業者の判断のみで処理せず、本市へ報告し、必要に応じて関係行政機関等への確認を行った上で処理すること。

5.6 処理及び法令上の手続

残置物は、その区分に応じ、法令上適正な処理方法及び処理ルートにより処理すること。

産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、当該廃棄物の種類及び処理内容に応じた必要な許可を有する者に委託すること。一般廃棄物については、本市の一般廃棄物処理に関する取扱いに従い、適正に処理すること。

残置物の所有権は本市に帰属するものとする。ただし、残置物の所有権の帰属と、廃棄物処理法その他関係法令上の排出事業者又は処理責任の所在は必ずしも一致するものではないことから、残置物の発生経緯、種類、性状、処理方法等を踏まえ、法令上必要となる手続を確認すること。

法令上、本市が排出事業者又は処理委託者として委託契約、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付その他の手続を行う必要がある場合は、本市が当該手続を行うものとし、事業者は、必要な調査、資料作成、情報提供、処理業者との調整その他本市が求める協力を行うこと。

5.7 処理記録

事業者は、処理した残置物の種類、数量、処理先及び処理方法を整理し、処理前後の写真、計量票、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る情報その他処理の適正な完了を確認できる資料を整理・保管し、第10章に定める「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」に必要な範囲で添付すること。

5.8 特別な管理又は処理を要する物品等

PCB廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当する廃油等、石綿含有廃棄物その他法令上特別な管理又は処理を要する物品若しくは廃棄物が確認された場合は、直ちに本市へ報告すること。

これらの処理については、関係法令に基づき必要な調査、届出、保管、収集運搬及び処分等を適正に実施し、本市との調整が必要となる事項については、事前に本市と協議すること。

5.9 想定外の残置物等

提案時の現地確認及び本市が提供した資料から合理的に予見することが困難であった残置物、危険物、有害物質その他特殊な処理を要する物品等を発見した場合は、事業者は当該物品等を不用意に移動又は処理せず、直ちに本市へ報告すること。

当該物品等の処理方法及び費用負担については、その内容、発生原因、予見可能性その他の事情を踏まえ、本市と事業者が協議して定めるものとする。

5.10 有価物等の取扱い

残置物のうち有価物又は再使用可能な物品として取り扱うことが適当と認められるものについては、第7章の規定によること。

5.11 残置物処理に係る費用負担

残置物の調査、分別、仮置き、保管、搬出、収集運搬、処分その他残置物の撤去及び処理に必要な費用は、原則として事業者の負担とし、事業者はこれらの費用をあらかじめ本事業に要する費用として見込むこと。

具体的な処理方法については、廃棄物処理法その他関係法令並びに本市の会計規則等に適合する方法により、基本協定その他の関係書類において定めるものとする。

ただし、5.9に定める合理的に予見することが困難であった残置物等については、この限りでない。

第6章 産業廃棄物処理

6.1 基本事項

本章は、既存施設の解体・撤去その他本事業の施工に伴い新たに発生する産業廃棄物の処理に関する要求水準を定めるものとする。

第5章に定める既存の残置物については、同章の規定によるものとし、当該残置物を産業廃棄物として処理する場合には、本章に定める適正処理、再使用及び再資源化その他必要な事項についても適用するものとする。

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守し、産業廃棄物を適正に処理するとともに、資源循環の観点から、可能な限り再使用及び再資源化に努めること。

本事業の施工に伴い新たに発生する産業廃棄物については、関係法令に基づき排出事業者となる者が、その責任において適正に処理すること。

6.2 分別及び適正処理

事業者は、発生した産業廃棄物について、その種類、性状及び処理方法に応じて適切に分別し、関係法令に基づき適正に処理すること。

特に、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材、金属、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器類、石こうボードその他解体工事に伴い発生する廃棄物については、再使用、再資源化及び適正処理を考慮した分別を行うこと。

6.3 保管、搬出及び収集運搬

事業者は、産業廃棄物を搬出するまでの間、その種類及び性状に応じて適切に区分して保管し、飛散、流出、地下浸透、悪臭その他周辺環境への影響が生じないよう必要な措置を講じること。

搬出及び収集運搬に当たっては、廃棄物の飛散及び流出の防止、交通安全、公衆衛生並びに周辺環境への影響に配慮し、積載方法、運搬車両及び搬出経路を適切に管理すること。

産業廃棄物の収集運搬を委託する場合は、当該産業廃棄物の種類に応じて必要な許可を有する者に委託すること。

必要に応じて、車両の洗浄、積荷の飛散防止その他適切な措置を講じること。

6.4 処分及び処理状況の管理

産業廃棄物の中間処理及び最終処分を委託する場合は、当該産業廃棄物の種類及び処理内容に応じて必要な許可を有する者に委託すること。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき、排出事業者となる者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付又は電子マニフェストへの登録、処理終了の確認、記録の保存その他必要な措置を適切に実施すること。

事業者は、産業廃棄物の種類、数量、処理先、処理方法その他の処理実績を整理し、マニフェストに係る記録、計量票、写真その他適正な処理を確認できる資料を整理・保管するとともに、第10章に定める「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」に必要な範囲で添付すること。

6.5 再使用及び再資源化

事業者は、建設リサイクル法その他関係法令に基づく再資源化等を適切に実施するとともに、再使用又は再資源化が可能な解体材等については、その活用に努めること。

特に、コンクリート、木材及び金属その他再資源化が可能なものについては、資源としての有効活用を図ること。

6.6 特別な管理を要する産業廃棄物等

本事業の施工に伴い、PCB廃棄物、特別管理産業廃棄物、石綿含有廃棄物その他法令上特別な管理又は処理を要する産業廃棄物等が発生し、又は確認された場合は、関係法令に基づき必要な措置を講じ、適正に処理すること。

また、本市への報告又は本市との調整が必要となる事項については、速やかに本市へ報告し、必要に応じて協議すること。

第7章 有価物

7.1 基本事項

事業者は、既存施設の解体・撤去及び残置物の処理に伴い発生する物品等のうち、有価物として再使用、売却その他の有効活用が可能なものについては、廃棄物として処理することを前提とせず、その性状、市場価値その他の状況を踏まえ、適切な活用を図ること。

7.2 有価物の判断

有価物とは、その性状、品質、数量、取引状況その他の事情を総合的に勘案し、社会通念上、取引価値を有するものとして適正な取引が可能なものをいう。

金属くず、機械設備、配管類その他売却又は再使用が可能と考えられる物品については、その状態及び市場価値等を確認した上で、有価物としての取扱いの可否を判断すること。

なお、形式上売買契約を締結し、又は売却代金が生じることのみをもって有価物として取り扱うことなく、物品の性状、取引条件、運搬及び処理に要する費用その他の事情を踏まえ、廃棄物処理法その他関係法令上の取扱いを適切に確認すること。

第5章に定める残置物のうち、有価物として取り扱うものについても、本章の規定を適用する。

7.3 所有権及び有価物の処分

既存施設及び残置物のうち、本市が所有する物品の所有権は、本市が別途処分その他の取扱いを決定するまで、本市に帰属するものとする。

事業者は、本市が所有する物品について、有価物として売却、再使用その他の処分を行おうとする場合は、あらかじめ対象物、数量、処分方法その他必要な事項を本市へ報告すること。

7.4 有価物の管理及び記録

事業者は、有価物について、廃棄物その他の物品と区分して適切に保管し、盗難、紛失、毀損その他の事故が生じないよう必要な措置を講じること。

有価物を売却、再使用その他の方法により処分した場合は、その品目、数量、処分方法、処分先、売却した場合にあっては売却金額その他必要な事項を記録するとともに、写真、計量票、売却に係る書類その他取扱いの内容を確認できる資料を整理・保管すること。

当該記録は、第10章に定める「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」に必要な範囲で添付すること。

第8章 地下埋設物及び地中障害物

8.1 基本事項

事業者は、既存施設の解体・撤去及び事業用地整備に当たり、地下埋設物、既存基礎、杭、地中梁その他の地中障害物について、現地の状況及び必要な調査等によりその位置、構造及び状態等を確認し、太陽光発電設備の整備及び本事業の実施に支障が生じないよう適切に取り扱うこと。

地下埋設物等の取扱いに当たっては、本事業区域が埋蔵文化財包蔵地に該当することを踏まえ、地中への影響を可能な限り低減すること。

8.2 事前確認及び調査

事業者は、企画提案に当たり、現地の状況を確認し、地下埋設物及び地中障害物について、提案に必要な範囲で把握すること。

優先交渉権者として選定された後は、必要に応じて既存資料の確認、関係者への聞き取り、現地調査その他必要な調査を実施し、地下埋設物等の位置、種類、規模、状態その他施工に必要な事項を確認すること。

試掘、掘削その他地中に影響を及ぼす調査を実施する場合は、埋蔵文化財への影響を考慮し、あらかじめ本市と協議すること。

調査結果については、第4章に定める「解体・撤去及び事業用地整備計画書」に必要な範囲で反映すること。

8.3 地下埋設物等の範囲

本章における地下埋設物及び地中障害物には、既存建築物の基礎、杭、地中梁、浄化槽、配管、排水施設、電気設備、タンク、ピット、その他地下に存する構造物又は物品等を含むものとする。
なお、本項の例示は地下埋設物等の範囲を限定するものではない。

8.4 既存基礎等の取扱い

既存建築物の基礎、杭、地中梁その他の地下構造物については、太陽光発電設備の整備、事業用地の安全性、排水その他本事業の実施に支障がない場合は、地中への影響を低減する観点から、原則として地中部分を存置することができるものとする。

ただし、地表面から突出する部分、太陽光発電設備の整備又は維持管理に支障となる部分その他撤去が必要な部分については、埋蔵文化財への影響を可能な限り低減する方法により撤去又は処理すること。

浄化槽、配管その他の地下埋設物については、その位置、状態、将来の維持管理への影響等を踏まえ、撤去、存置その他適切な取扱いを検討し、本市と協議の上決定すること。

本市が存置を指示した地下構造物等については、その位置、範囲、状態その他必要な情報を記録すること。

8.5 埋蔵文化財への対応

本事業区域は、埋蔵文化財包蔵地「稚児野遺跡」に該当することから、事業者は、解体・撤去、試掘、掘削、造成、太陽光発電設備の基礎施工その他地中に影響を及ぼす行為について、文化財保護法その他関係法令及び本市文化財担当部署との協議内容を踏まえ、必要な手続及び対応を行うこと。

法令上、本市その他の者が手続の主体となる場合は、事業者は、図面、工程、施工方法その他手続に必要な資料の作成及び情報提供等について協力すること。

施工中に埋蔵文化財と考えられる遺構又は遺物を発見した場合は、当該箇所及びその周辺における施工を中止し、速やかに本市へ報告するとともに、本市及び関係機関の指示に従うこと。

事業者は、埋蔵文化財に係る協議、手続、調査等に必要となる期間を考慮して工程を計画すること。

8.6 地下埋設物等に係る費用及びリスク分担

現地の状況その他企画提案時に確認可能な情報から合理的に予見することが可能な地下埋設物及び地中障害物への対応に要する費用については、原則として事業者の負担とし、事業者は、必要な費用及び工程を提案内容に見込むこと。

一方、企画提案時に合理的に予見することが困難であった地下埋設物、地中障害物その他これらに類するものを発見した場合は、事業者は不用意に撤去、移動又は処理を行わず、速やかに本市へ報告すること。

当該地下埋設物等への対応方法、費用負担及び工程への影響については、その内容、発生原因、予見可能性その他の事情を踏まえ、本市と事業者が協議して定めるものとする。

8.7 土壌等に異常が確認された場合の対応

施工中に、油臭、異臭、変色土、埋設廃棄物その他土壌汚染又は地下環境への影響が疑われる状況を確認した場合は、当該箇所における施工を必要な範囲で中止し、速やかに本市へ報告すること。

その後の調査、施工方法、土壌等の処理その他必要な対応については、関係法令を踏まえ、本市と協議の上決定すること。

当該事象が企画提案時に合理的に予見することが困難であった場合の追加費用及び工程への影響については、その内容、発生原因、予見可能性その他の事情を踏まえ、本市と事業者が協議して定めるものとする。

8.8 記録及び完了報告

事業者は、地下埋設物及び地中障害物について、撤去又は存置したものの位置、種類、規模、状態及び処理内容その他必要な事項を記録すること。

特に、地中に存置する基礎、杭、地中梁、浄化槽、配管その他の地下構造物については、将来の維持管理、修繕及び事業終了時の撤去等においてその位置及び状態を確認できるよう、図面、写真その他適切な方法により記録すること。

当該記録は、第10章に定める「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」に反映すること。

第9章 整地・造成

9.1 基本事項

事業者は、既存施設の解体・撤去後、太陽光発電設備の整備及び長期にわたる維持管理を安全かつ適切に行うことができるよう、現地の地形、地盤、排水その他の条件を踏まえ、必要な範囲で整地・造成を行うこと。

整地・造成に当たっては、必要以上の地形改変を避け、周辺環境、防災及び維持管理に配慮するとともに、後続する太陽光発電設備の設計及び施工との整合を図ること。

なお、事業用地内には占用許可物件（電柱1本及び支線2本）があることから、周囲の整地を行う際には事前に関西電力送配電（株）と協議を行うこと。

9.2 整地及び地形の取扱い

事業者は、太陽光発電設備の配置、施工及び維持管理に必要となる範囲で、地表面の不陸整正、障害物の除去その他必要な整地を行うこと。

整地・造成に当たっては、既存地形を可能な限り活用し、大規模な切土又は盛土その他必要以上の地形改変を避けること。

また、太陽光発電設備の設置後における点検、修繕、除草、設備更新、緊急時対応その他の維持管理を考慮し、必要な管理動線及び作業空間を確保すること。

9.3 排水及び防災対策

事業者は、整地・造成及び太陽光発電設備の整備に伴い、事業区域内及び周辺地域において雨水の流出、滞水、洗掘、土砂流出その他の支障が生じないように、現地の地形、地質、既存排水施設、雨水の流向その他の条件を確認し、必要な排水及び防災対策を講じること。

排水施設等を新設又は改修する場合は、事業期間を通じた機能維持及び維持管理の容易性を考慮するとともに、既存の排水系統及び周辺への影響に配慮すること。

また、整地・造成によって周辺土地への雨水流出その他の影響を著しく増大させないように配慮すること。

9.4 土砂の取扱い

整地・造成に伴い発生する土砂については、その性状及び安全性を確認した上で、可能な限り事業区域内で有効活用し、場外への搬出及び外部からの搬入を必要最小限とすること。

土砂を場外へ搬出し、又は外部から搬入する場合は、関係法令等を遵守するとともに、搬出入先、数量、運搬方法その他必要な事項を適切に管理すること。

なお、土壤汚染その他の異常が疑われる土砂等を確認した場合は、第8章に定めるところによる。

9.5 既存樹木及び植生の取扱い

既存樹木その他の植生については、太陽光発電設備の整備、発電への影響、安全性及び維持管理等を考慮し、必要に応じて伐採、剪定その他適切な措置を行うこと。

伐採、剪定等に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境への影響及び土砂流出等の防止に配慮すること。

伐採木、枝葉その他発生する植物由来の資源については、廃棄物としての処分を可能な限り抑制し、チップ化、木材利用、木質バイオマス利用その他再使用又は再資源化に努めること。また、地域内又は近隣地域における活用の可能性について検討すること。

9.6 仮設物等の撤去及び原状整理

解体・撤去及び事業用地整備のために設置した仮囲い、仮設道路、仮設設備その他の仮設物については、後続する太陽光発電設備の整備又は本事業の実施に引き続き使用するものを除き、当該工事の完了後、速やかに撤去すること。

仮設物の撤去後は、必要に応じて地表面、排水その他周辺の状態を整理し、後続する太陽光発電設備の整備に支障のない状態とすること。

第10章 完了条件

10.1 基本事項

事業者は、本編に定める既存施設の解体・撤去、残置物及び廃棄物の処理、有価物及び地下埋設物等の取扱い並びに整地・造成その他の事業用地整備を適切に完了し、太陽光発電設備の整備に着手することができる状態とすること。

本編に定める業務の完了後は、10.3に定める「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」を本市へ提出し、本市による確認を受けること。

10.2 完了条件

本編に定める業務は、少なくとも次に掲げる事項が完了したことをもって完了するものとする。

- (1) 解体対象となる既存施設の解体及び撤去が完了していること
- (2) 残置物について、第5章に定めるところにより必要な撤去、処理その他の対応が完了していること
- (3) 解体・撤去その他の施工に伴い発生した廃棄物について、第6章に定めるところにより適正な処理が完了していること
- (4) 有価物について、第7章に定めるところにより必要な処分、管理及び記録が行われていること
- (5) 地下埋設物及び地中障害物について、第8章に定めるところにより必要な撤去、存置その他の対応が完了し、その内容が記録されていること
- (6) 埋蔵文化財について、本編の業務の実施に必要なとなる手続、協議その他の対応が適切に行われていること
- (7) 整地・造成、排水及び防災対策その他の事業用地整備について、第9章に定める必要な措置が完了していること
- (8) 解体・撤去及び事業用地整備のために設置した仮設物について、後続する太陽光発電設備の整備又は本事業の実施に引き続き使用するものを除き、撤去が完了していること
- (9) 太陽光発電設備の整備及びその後の維持管理に支障となる状態が残存していないこと
- (10) その他本編に定める要求事項について、必要な対応が完了していること

10.3 解体・撤去及び事業用地整備完了報告書

事業者は、本編に定める業務の完了後、速やかに「解体・撤去及び事業用地整備完了報告書」を作成し、本市へ提出すること。

完了報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載し、又は必要な資料を添付すること。

- (1) 実施した業務の概要
- (2) 実施工程及び完了年月日
- (3) 解体・撤去前、施工中及び完了後の状況を確認できる写真
- (4) 残置物の種類、数量及び処理実績並びにその適正な処理を確認できる資料
- (5) 産業廃棄物その他の廃棄物の種類、数量、処理先及び処理方法並びにマニフェスト、計量票その他適正な処理を確認できる資料
- (6) 有価物の種類、数量、処分方法、処分先及び売却した場合にあっては売却金額その他その取扱いを確認できる資料
- (7) 地下埋設物及び地中障害物の撤去又は存置の状況並びにその位置、種類、規模及び状態等を確認できる図面、写真その他の資料
- (8) 整地・造成、排水及び防災対策等の実施状況を確認できる図面及び写真
- (9) 埋蔵文化財に係る手続、協議その他の対応状況を確認できる資料
- (10) アスベスト含有建材その他特別な処理を要する物品等について、その処理状況を確認できる資料
- (11) その他本市が本編に定める業務の完了を確認するために必要とする資料

10.4 本市による確認

本市は、前項の完了報告書その他必要な資料及び現地の状況により、本編に定める要求事項が満たされていることを確認する。

本市は、確認の結果、本編に定める要求事項を満たしていない事項があると認める場合は、事業者に対して必要な是正を求めることができる。

事業者は、本市から是正を求められた場合は、その内容を確認の上、合理的な期間内に必要な措置を講じ、その結果を本市へ報告すること。

本市による確認は、関係法令、本要求水準書、基本協定その他本事業に係る事業者の責任を免除するものではない。

10.5 太陽光発電設備整備への移行

事業者は、本編に定める業務を完了し、本市による 10.4 の確認を受けた後、原則として第 3 編に定める太陽光発電設備の整備に移行するものとする。

ただし、本事業全体の工程の効率化その他合理的な理由により、解体・撤去及び事業用地整備と太陽光発電設備の整備を一部並行して実施することが適当な場合は、安全性及び各工事の施工に支障がないことを確認した上で、あらかじめ本市と協議することにより、これを行うことができる。

本編の業務において存置した地下構造物、排水施設その他太陽光発電設備の整備又は維持管理に係る事項については、その位置、状態、留意事項その他必要な情報を第 3 編に定める設備の設計及び施工に適切に反映すること。

第3編 太陽光発電設備

第1章 基本方針

1.1 目的

本編は、本事業において整備する太陽光発電設備について、発電性能、安全性、耐久性、維持管理性その他長期安定的な発電事業の実施に必要な性能及び機能を確保するため、事業者が満たすべき要求水準を定めることを目的とする。事業者は、本要求水準書の趣旨を十分理解し、周辺環境及び地域との共生に配慮するとともに、長期にわたり安全かつ安定した発電事業を実現できる設備を整備すること。

1.2 基本方針

事業者は、単に太陽光発電設備を設置するのではなく、本事業の目的である地域脱炭素の推進、エネルギーの地産地消その他地域と共生した持続可能な発電事業の実現に資する設備を整備すること。

設備計画に当たっては、次の事項を基本方針とする。

- (1) 安全性及び耐久性に優れた設備とすること
- (2) 長期間にわたり安定した発電性能を確保すること
- (3) 強風、大雨、積雪、雷その他の自然災害を考慮した設備とすること
- (4) 点検、修繕、部品交換及び設備更新等を安全かつ効率的に実施でき、長期的な事業継続性を確保できる設備とすること
- (5) 周辺環境及び景観に十分配慮すること
- (6) 地域との共生を図ること
- (7) ライフサイクルコストの低減に配慮すること
- (8) 設備の解体・撤去及び再使用、再資源化その他の適正な処分までを見据えた計画とすること

1.3 再エネ発電事業の適正な実施

事業者は、本事業の実施に当たり、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）その他本事業に適用される関係法令等を遵守すること。

また、本事業が再エネ特措法に基づく認定事業に該当しない場合においても、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」その他再生可能エネルギー発電事業の適正な実施に関する国のガイドライン等を参考とし、地域との関係構築、設備の設計・施工、運用・管理、事業終了後の設備の解体・撤去、再使用、再資源化及び処分その他本事業に関連する事項について、その趣旨を踏まえた適切な事業実施に努めること。

なお、本事業が再エネ特措法に基づく認定その他の制度の対象となる場合は、当該制度において求められる基準、手続その他の要件を遵守すること。

1.4 性能発注の考え方

本編に定める要求水準は、特に定める場合を除き、設備の製品、工法その他の仕様を一律に指定するものではなく、本市が求める性能及び機能を示すものである。

事業者は、自らの技術力及びノウハウを活かし、本事業の目的、現地条件、長期的な維持管理及び事業性等を踏まえ、本要求水準を満たす設備の構成、性能その他必要な事項について検討し、本編において企画提案時に提案を求める事項について提案すること。

1.5 交付金等への適合

事業者は、本事業に活用する国その他の補助金又は交付金について、太陽光発電設備その他本編に定める設備に係る性能、仕様、導入方法、調達方法その他の要件を確認し、当該要件を満たす設備を整備すること。

また、本事業の実施期間中に、適用される補助金又は交付金の制度、要綱、交付条件その他の取扱いに変更が生じた場合は、本市と必要な協議を行い、本事業への影響を確認した上で適切に対応すること。

第2章 設備計画

2.1 基本事項

事業者は、本事業の目的及び基本方針を踏まえ、長期間にわたり安全かつ安定した発電が可能となる設備を整備すること。

設備の構成及び配置等の検討に当たっては、発電性能のみを重視するのではなく、安全性、耐久性、維持管理性、景観及び地域との調和を総合的に考慮すること。

また、設備の選定に当たっては、ライフサイクルコスト及び将来の設備更新並びに事業終了後の撤去及び処分も考慮すること。

2.2 発電設備の規模

太陽光発電設備は、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画を踏まえ、必要な発電能力を確保できる規模とすること。

設備容量については、2.6MW程度を目安とし、想定する電力供給量、年間発電量、設備利用率、長期的な事業性及び事業用地の条件等を踏まえ、合理的な規模を提案すること。

事業者は、企画提案時に、設備容量、想定年間発電量、設備利用率その他発電設備の規模及び発電性能に関する基本的な考え方を示すこと。

2.3 設備配置及び土地利用

事業者は、必要な発電能力及び事業性を確保しつつ、既存地形その他事業用地の条件を可能な限り活用し、土地の形質変更及び周辺環境への影響を必要最小限とする設備配置及び土地利用を検討すること。

設備配置及び土地利用の検討に当たっては、「災害からの安全な京都づくり条例」及び「重要開発調整池に関する技術的基準」その他関係法令等を確認し、土地の形質変更を必要最小限に抑えけるとともに、雨水流出量の増加を可能な限り抑制することを基本とする。

設備配置及び太陽光モジュールの設置角度等の検討に当たっては、周辺住宅、道路その他周辺環境への反射光の影響に配慮すること。

重要開発調整池の設置その他必要となる措置の要否については、土地の形質変更を行う範囲及び面積、開発行為の内容並びに雨水流出量への影響等を踏まえ、関係機関への確認その他必要な対応を行うこと。

なお、設備規模の縮小、設備配置の変更その他の理由により太陽光発電設備の設置範囲又は土地の形質変更を行う範囲を縮小した場合であっても、本市が別途示す既存施設の解体及び撤去の対象範囲は変更しないものとする。

事業者は、企画提案時に、設備配置の基本的な考え方、土地の形質変更を想定する範囲及びその概算面積並びに重要開発調整池の設置の要否に関する考え方を提案すること。

優先交渉権者として選定された後は、詳細な設備配置及び事業用地の整備内容等を踏まえ、土地の形質変更を行う範囲及びその面積並びに重要開発調整池の設置その他必要な措置の要否を整理し、必要に応じて関係機関と協議し、その結果を2.11に定める「太陽光発電設備整備計画書」に反映すること。

2.4 設備配置及び維持管理性

設備配置は、敷地条件、地形、日射条件、周辺への影響及び維持管理性を踏まえ、効率的な発電が可能となるよう検討すること。

また、点検通路、緊急車両その他維持管理に必要な車両の進入、排水、除草、部品交換及び将来の設備更新に支障がない配置とすること。

設備の配置及び構成は、約20年間の事業期間を見据え、点検、修繕、除草、部品交換及び設備更新を安全かつ効率的に実施できるものとする。

2.5 太陽光モジュール

太陽光モジュールは、十分な発電性能、耐久性及び信頼性を有し、長期間の使用に適した製品を採用すること。

採用する太陽光モジュールは、JIS C 61215 シリーズ、JIS C 61730 シリーズ又はこれらに対応する IEC 規格その他これらと同等以上の性能及び安全性を確認できる規格等に適合するものとし、原則として、第三者認証機関による認証その他客観的に品質及び安全性を確認できる製品とすること。

また、製品に含まれる有害物質その他環境への影響が懸念される物質について、製造者による適切な管理及び情報提供が行われている製品を採用すること。

事業者は、本市から求めがあった場合には、採用する製品の規格適合状況、第三者認証の取得状況、主要な構成材料及び含有物質その他安全性及び環境影響を確認するために必要な資料を提出すること。

製品の選定に当たっては、発電性能及び品質に加え、長期保証、調達の安定性、保守部材の確保、将来の撤去及び再使用・再資源化の容易性等を総合的に考慮すること。

2.6 パワーコンディショナ

パワーコンディショナは、十分な性能、安全性、耐久性及び信頼性を有し、長期間の安定した発電事業に適した製品を採用すること。

採用するパワーコンディショナは、関係する JIS、IEC その他の規格及び電気設備に関する技術基準等に適合するものとし、原則として、第三者認証その他客観的に品質及び安全性を確認できる製品とすること。

また、発電効率、設置環境への適合性、保護機能、故障時の対応、部品供給体制、更新性及び遠隔監視設備との連携等を総合的に考慮して選定すること。

事業者は、本市から求めがあった場合には、採用する製品の規格適合状況、認証取得状況その他品質及び安全性を確認するために必要な資料を提出すること。

2.7 架台及び基礎

事業者は、敷地条件、地盤条件及び気象条件を踏まえ、安全性及び耐久性を確保した架台及び基礎を採用すること。

架台及び基礎は、強風、積雪、地震その他想定される自然条件に対し十分な安全性を有するとともに、腐食その他の経年劣化に配慮した仕様とすること。また、将来の維持管理及び設備更新が容易となる構造とすること。

基礎形式及び施工方法については、地盤条件、設備荷重、施工性、維持管理性その他の条件に加え、本事業区域が埋蔵文化財包蔵地に該当することを踏まえ、地中への影響を可能な限り低減する方法を検討すること。

なお、基礎施工その他地中に影響を及ぼす行為に係る埋蔵文化財への対応については、第2編第8章に定めるところによる。

2.8 電気設備

受変電設備、配線設備、接地設備その他の電気設備は、関係法令、電気設備に関する技術基準その他関係基準に適合すること。

電気設備の構成及び配置等の検討に当たっては、安全性、保守性及び更新性を確保するとともに、点検及び修繕が容易となるよう配慮すること。

また、異常時には、設備の保護及び安全確保のために必要な検知、保護、遮断その他の機能を備えること。

2.9 系統連系

事業者は、一般送配電事業者その他関係事業者との協議及び接続検討等を適切に行い、本事業に必要な系統連系を確保すること。

太陽光発電設備、受変電設備、保護装置その他系統連系に関係する設備については、一般送配電事業者が示す連系条件その他必要な条件を満たす構成とすること。

系統連系に係る協議、接続工事その他必要な手続については、本事業の工程に支障が生じないように計画的に実施し、その結果を設備の設計及び「太陽光発電設備整備計画書」に反映すること。

2.10 監視・計測設備

事業者は、発電量、設備の運転状況、故障、停止、異常警報等を遠隔で把握し、必要なデータを記録・保存できる監視・計測設備を設けること。

監視・計測設備は、長期間にわたり安定した監視が可能な構成とし、通信障害その他の異常が発生した場合においても、速やかに状況を把握し、必要な対応を行うことができるものとする。

本事業において使用する機器のうち、JC-STARの対象となるIoT製品については、サイバーセキュリティ上のリスクを踏まえ、本事業に必要な性能、機能、耐久性その他の条件を満たすJC-STAR適合ラベル取得製品が利用可能な場合は、その採用に努めること。

なお、国の交付金制度その他本事業に適用される制度において、JC-STAR適合ラベルの取得その他サイバーセキュリティに関する要件が定められている場合は、当該要件に適合する製品を採用すること。

また、通信機器及び監視システムの選定、構築及び運用に当たっては、JC-STAR適合ラベルの取得の有無にかかわらず、不正アクセス、情報漏えい、データの改ざんその他のサイバーセキュリティ上のリスクを低減するため、適切なセキュリティ対策を講じること。

2.11 太陽光発電設備整備計画書

事業者は、太陽光発電設備の整備に着手するまでに、「太陽光発電設備整備計画書」を作成し、本市へ提出すること。

当該計画書は、本編に定める設備の設計及び施工に関する事項を一体的に整理するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 設備容量、想定年間発電量その他発電設備の基本諸元
- (2) 設備配置及び土地利用
- (3) 太陽光モジュール、パワーコンディショナその他主要機器の仕様
- (4) 架台及び基礎の構造及び施工方法
- (5) 受変電設備、配線設備、接地設備その他電気設備の構成
- (6) 系統連系に関する事項
- (7) 監視・計測設備及びサイバーセキュリティに関する事項
- (8) 安全対策
- (9) 施工方法、施工手順及び工程
- (10) 施工体制及び安全管理
- (11) 周辺環境への配慮及び工事車両の搬入出等に関する事項
- (12) 試験、検査及び試運転に関する事項
- (13) その他本編に定める要求事項を満たすために必要な事項

なお、当該計画書は、本編に定める要求水準を踏まえて作成すること。

第3章 施工

3.1 基本事項

事業者は、本要求水準書及び第2章に定める「太陽光発電設備整備計画書」に基づき、太陽光発電設備を安全かつ確実に施工すること。

施工に当たっては、発電設備の品質、安全性及び耐久性を確保するとともに、周辺環境及び地域住民への影響を可能な限り低減すること。

また、第2編において整備した事業用地の状況、存置した地下構造物、排水施設その他施工上留意すべき事項を十分に確認し、これらとの整合を図ること。

3.2 資材管理

施工に使用する資材及び機器は、適切に保管し、品質の劣化、破損及び盗難を防止すること。

太陽光モジュールその他保管に当たり特に配慮を要する機器については、製造者が示す保管条件等を踏まえ、適切に保管すること。

資材及び機器の搬入時に破損その他異常が確認された場合は、当該資材又は機器を施工に使用せず、必要な確認、交換その他の措置を講じること。

3.3 安全管理

施工に当たっては、第1編第4章に定める安全管理に加え、太陽光発電設備の施工に伴う感電、火災、モジュールその他資材等の飛散・落下、重機との接触その他施工特有の災害を防止するため、施工内容及び現地条件に応じた必要な安全対策を講じること。

強風、大雨、積雪その他の気象条件により施工の安全確保が困難となる場合は、工事の中止その他必要な措置を講じ、施工を再開する場合は、現場及び設備等の安全を確認すること。

3.4 周辺環境への配慮

施工に当たっては、第1編第4章に定める環境への配慮に加え、騒音、振動、粉じん、泥土流出、排水、資材等の飛散及び工事車両による交通への影響について、施工内容及び現地条件に応じて必要な対策を講じ、周辺環境及び地域住民への影響を可能な限り低減すること。

3.5 試験、検査及び試運転

事業者は、施工の各段階において必要な自主検査及び試験を実施し、施工状況並びに設備の品質及び安全性を確認すること。

設備完成後は、試運転及び必要な調整を実施し、各設備が設計上求められる性能及び機能を有し、安全かつ正常に運転できることを確認すること。

また、保護装置、監視・計測設備その他安全かつ安定した運転に必要な設備について、必要な試験及び動作確認を行うこと。

一般送配電事業者その他関係機関から試験、検査又は確認を求められる場合は、これを適切に実施すること。

3.6 完了報告及び確認

事業者は、太陽光発電設備の施工完了後、自主検査、試験及び試運転等を実施し、本編に定める要求水準を満たしていることを確認した上で、「太陽光発電設備整備完了報告書」を作成し、本市へ提出すること。

完了報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載し、又は必要な資料を添付すること。

- (1) 整備した太陽光発電設備の概要及び主要諸元
- (2) 完成図
- (3) 施工記録及び施工写真
- (4) 自主検査及び各種試験の結果
- (5) 試運転及び調整の結果
- (6) 主要機器の仕様書及び規格・認証等に関する資料
- (7) 保証書
- (8) 取扱説明書及び保守に必要な資料
- (9) 系統連系に係る手続及び確認の状況を確認できる資料
- (10) その他本市が本編に定める業務の完了を確認するために必要とする資料

本市は、完了報告書、添付資料及び現地の状況により、本編に定める要求水準への適合状況を確認する。

要求水準を満たさない事項が確認された場合は、事業者の責任及び負担において必要な是正措置を講じ、その結果を本市へ報告し、再度本市の確認を受けること。

本市による確認は、関係法令、本要求水準書、基本協定その他本事業に係る事業者の責任を免除するものではない。

第4章 安全対策

4.1 基本事項

事業者は、本事業の太陽光発電設備の設計及び整備に当たり、人命及び周辺地域の安全を最優先とし、事故及び災害の防止に必要な安全性能及び機能を確保すること。

また、設備の安全性については、想定される事故、設備故障、自然災害その他のリスクを踏まえ、事故等の発生防止及び被害の拡大防止に必要な設備構成及び安全対策を講じること。

4.2 火災対策

事業者は、火災の発生防止及び被害拡大防止のため、適切な設備構成及び保護装置を採用すること。

また、電気設備の異常検知、漏電、過電流、異常発熱、アークその他火災につながるおそれのある事象に対し、必要な検知、保護及び遮断等が可能な設備とすること。

設備及び機器の配置に当たっては、火災発生時の安全確保、設備の停止、消火活動その他緊急時の対応を考慮すること。

4.3 感電防止対策

設備には、感電事故を防止するため必要な安全対策を講じること。

高電圧設備その他感電のおそれのある設備については、第三者が容易に接近又は接触することがないよう、必要な離隔、囲障、施錠その他の防護措置を講じること。

また、点検、修繕その他の維持管理作業を安全に実施できるよう、必要な電氣的保護、遮断その他の措置を講じること。

4.4 自然災害対策

設備は、強風、豪雨、積雪、落雷、地震その他想定される自然災害及び現地の気象条件を考慮した設計とすること。

架台、基礎、太陽光モジュール、電気設備その他の設備については、想定される風圧、積雪荷重、地震その他の外力に対して必要な安全性を確保するとともに、落雷、浸水その他の災害による設備への影響を低減するため、現地条件及び設備構成に応じた必要な対策を講じること。

設計に用いる風圧、積雪荷重その他の条件については、関係法令、関係基準及び現地の気象条件を踏まえ、適切に設定すること。

4.5 第三者の立入防止等

設備には、第三者による不用意な立入り及び設備への接触を防止するため、現地条件及び設備の危険性等を踏まえ、フェンス、出入口管理、施錠その他必要な措置を講じること。

また、感電、高電圧、立入禁止その他設備の危険性及び注意事項を周知するために必要な標識等を見やすい位置に設置すること。

盗難、いたずらその他設備の安全な運用に支障を及ぼす行為の防止についても、現地条件及びリスクに応じて必要な対策を講じること。

4.6 異常時及び緊急時の安全確保

事業者は、事故、火災、設備異常、自然災害その他の緊急事態が発生した場合において、設備の停止、電氣的な遮断その他必要な安全措置を速やかに講じることができる設備構成及び機能を確保すること。

また、緊急時において設備の状態を安全かつ速やかに確認し、必要な停止、遮断その他の操作を行うことができるよう、設備の構成、配置及び操作方法等に配慮すること。

第4編 発電事業及び電力供給

第1章 基本方針

1.1 目的

本編は、本事業における太陽光発電設備の運転及び維持管理並びに発電した電力の供給及び販売について、事業期間を通じて安定的かつ継続的に実施するため、事業者が満たすべき要求水準を定めることを目的とする。

事業者は、本事業の目的を十分理解し、事業期間を通じて安定した発電事業を実施すること。発電事業は、単に電力を生産することを目的とするものではなく、本市が推進する地域脱炭素、エネルギーの地産地消、地域経済の循環及び地域との共生に資するものとする。

1.2 基本方針

事業者は、発電事業及び電力供給を長期的かつ安定的に実施するとともに、発電した再生可能エネルギー電力の地域内での有効活用を図ること。

発電事業及び電力供給の実施に当たっては、設備の長期安定運転及び適切な維持管理、地域への安定的な電力供給、安全な事業運営並びに地域との共生を図るとともに、地域還元その他本事業の目的の実現に資する事業運営を行うこと。

1.3 事業継続性

事業者は、事業期間中において安定した発電事業及び電力供給を継続できる体制を確保すること。

必要な人員、技術及び運営体制を確保するとともに、主要設備の更新、部品供給及び技術者の確保その他長期的な事業継続に必要な事項についてあらかじめ検討し、事業期間を通じて必要な対応を行うこと。

第2章 維持管理

2.1 基本事項

事業者は、本事業期間を通じて太陽光発電設備の性能、安全性及び健全性を維持するため、適切な維持管理を実施すること。

維持管理は、設備の故障の予防及び異常の早期発見を図るとともに、長期にわたり安定した発電及び地域への電力供給を継続するために実施するものとする。

2.2 維持管理計画書

事業者は、設備の特性及び事業期間を踏まえ、「維持管理計画書」を作成し、電力供給開始前までに本市へ提出すること。

維持管理計画書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 維持管理体制及び役割分担
- (2) 点検及び保守の内容及び頻度
- (3) 修繕、部品交換及び設備更新の考え方
- (4) 除草その他の敷地管理
- (5) 発電性能の把握及び管理方法
- (6) 故障、設備異常、事故及び災害時の対応
- (7) 維持管理記録の作成及び保存
- (8) 本市への報告及び連絡方法
- (9) その他長期安定的な発電事業の実施に必要な事項

2.3 性能維持及び修繕・更新

事業者は、事業期間を通じて、設備の経年劣化等を考慮しつつ、安定した発電及び電力供給に必要な性能及び機能を確保するため、必要な修繕、部品交換、設備更新その他の措置を適切に実施すること。

設備の故障、劣化又は性能低下が確認された場合は、その原因を把握し、必要に応じて速やかに修繕、部品交換又は設備更新その他必要な措置を講じること。

修繕又は設備更新に当たっては、発電停止期間を可能な限り短縮し、電力供給への影響を可能な限り低減すること。

2.4 点検及び予防保全

事業者は、設備の性能及び安全性を維持するため、関係法令、設備の特性及び製造者が示す点検・保守に関する事項等を踏まえ、必要な点検を実施すること。

点検に当たっては、太陽光モジュール、架台及び基礎、パワーコンディショナ、受変電設備、配線・接続部、監視・計測設備、フェンス・標識、排水施設その他必要な設備の状態を確認すること。

また、点検結果、発電実績、故障履歴その他の維持管理データを活用し、異常の早期発見及び設備故障の予防を図ること。

2.5 除草及び敷地管理

事業者は、発電効率、安全性及び景観の維持を目的として、適切な除草及び敷地管理を実施すること。

除草については、草刈りその他の物理的な方法を基本とし、除草剤の使用は必要最小限とすること。やむを得ず除草剤を使用する場合は、使用する薬剤の種類、使用量、使用箇所等を適切に管理し、周辺の生活環境、自然環境、農地、水路等への影響に十分配慮すること。

除草、草刈りその他の敷地管理業務については、地域経済への波及及び地域との継続的な関係構築の観点から、市内事業者、地域団体その他地域の人材への発注又は活用を積極的に検討すること。

草刈り等により発生した刈草については、適切に管理するとともに、単純な廃棄を可能な限り避け、堆肥化、バイオマス利用その他の方法による再使用又は再資源化を積極的に検討すること。

なお、刈草の利活用に当たっては、その性状、受入先の条件及び関係法令等を確認し、適正に実施すること。

2.6 維持管理記録

事業者は、点検、修繕、設備更新、除草その他の敷地管理、故障及び事故への対応その他維持管理に関する記録を作成し、適切に保管すること。

維持管理の実施状況については、第6編に定める「事業実施年次報告書」により本市へ報告すること。

本市から維持管理の状況について確認を求められた場合は、必要な記録その他の資料を提出すること。

2.7 発電性能の管理

事業者は、発電量その他必要な運転データを継続的に把握し、想定発電量、過去の発電実績、日射量その他発電量に影響を及ぼす条件を踏まえ、設備の運転状況及び発電性能を確認すること。

発電量の著しい低下その他設備の異常が疑われる事象が確認された場合は、その原因を確認し、必要な点検、修繕その他の措置を講じること。

2.8 事故、設備異常及び災害時の対応

事業者は、事故、火災、設備異常、自然災害その他の緊急事態が発生した場合は、人命及び周辺地域の安全を最優先として必要な初動対応を行い、必要に応じて設備の停止、電氣的な遮断、立入制限その他の安全措置を講じること。

自然災害の発生後その他設備への影響が懸念される場合は、必要な点検及び安全確認を行い、安全性を確認した上で設備を復旧すること。

事故その他周辺地域又は本事業の安全性に影響を及ぼす事象が発生した場合は、第1編第4章に定めるところにより、本市その他必要な関係機関への連絡及び報告を行うこと。

また、必要に応じて原因を調査し、再発防止措置を講じ、その内容及び対応状況を本市へ報告すること。

第3章 電力供給及び販売

3.1 基本事項

事業者は、本市が目指す地域脱炭素、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環の実現に資するよう、本事業により発電した電力について、脱炭素先行地域内への供給を優先することを基本として、適切かつ継続的に供給及び販売すること。

電力の供給及び販売に当たっては、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画との整合を図り、地域への再生可能エネルギーの供給拡大、地域住民及び地域事業者の電気料金の負担軽減並びに事業の継続性を両立するとともに、脱炭素先行地域における地産地消に係る目標の達成に資するものとする。

3.2 電力供給・販売計画書

事業者は、企画提案時に、本事業による電力供給及び販売について、供給対象、供給方法、地域内への供給量、電気料金、需要家の開拓、実施体制その他の基本的な考え方を提案すること。

優先交渉権者として選定された後は、企画提案の内容及び本市との協議を踏まえ、「電力供給・販売計画書」を作成し、電力供給開始までに本市へ提出すること。

電力供給・販売計画書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 想定する供給対象及び需要規模
- (2) 供給方法及び電力販売の仕組み
- (3) 想定発電量、脱炭素先行地域内への供給量及びその他の販売量
- (4) 供給開始時期及び事業期間中の供給の考え方
- (5) 電気料金の体系及び料金水準
- (6) 需要家の開拓方法及びその工程
- (7) 電力供給及び販売に係る実施体制及び関係事業者との役割分担
- (8) 電力市場価格、制度変更その他のリスクへの対応
- (9) 本事業により発電した電力の供給先及び供給量を確認する方法
- (10) 本事業により発電した電力に係る環境価値の取扱い
- (11) その他安定的かつ継続的な電力供給に必要な事項

なお、企画提案時に個々の需要家を確定していることまでは求めないが、想定する需要家の区分、需要規模、開拓方法及び供給開始までの工程について具体的に示すこと。

3.3 地域内需要家の開拓

事業者は、本事業により発電した再生可能エネルギーの地域内利用を促進するため、主体的に脱炭素先行地域内における需要家の確保及び拡大に取り組むとともに、必要に応じて本市及び関係事業者等と連携すること。

需要家の開拓に当たっては、地域住民及び地域事業者に対し、電力供給の内容、電気料金、CO2削減効果等について分かりやすく情報提供するとともに、説明、相談その他需要家の確保に効果的な取組を実施すること。

また、他の再生可能エネルギー発電事業等による地域内への電力供給との調整に配慮し、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画全体として、効果的かつ持続的な地産地消につながるよう本市及び関係事業者との連携に努めること。

3.4 電力供給・販売方法及び実績管理

事業者は、本事業により発電した電力について、地域内での活用を優先し、エネルギーの地産地消に資する方法により供給及び販売すること。

脱炭素先行地域内での需要状況その他の事情により、地域内での活用が困難な電力については、事業の継続性等を踏まえ、適切な方法により販売その他の活用を行うことができるものとする。

供給及び販売の方法は、関係法令及び電力制度等に適合するとともに、地域住民及び地域事業者への安定的かつ継続的な電力供給が可能なものとする。

事業者は、本事業による発電量、供給量及び供給先を適切に把握し、本事業により発電した再生可能エネルギー電力が地域内需要家へ供給された電力量を合理的に確認できる仕組みを確保すること。

小売電気事業者等を介して地域内需要家へ供給する場合は、契約関係、計量データその他適切な方法により、本事業による電力の供給先及び供給量を確認できるものとする。

本事業により発電した電力に係る環境価値については、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画及び本事業に適用される国の制度等との整合を図り、地域内への再生可能エネルギー供給及びCO₂削減効果の確認に支障が生じないよう適切に取り扱うこと。

また、本市が脱炭素先行地域における地産地消の実績確認、国への報告その他事業管理を行うために必要な発電量、供給量、供給先、環境価値その他必要な情報を整理し、本市へ報告すること。

具体的な確認方法及び報告内容については、本事業に適用される制度、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画及び電力供給の方法を踏まえ、本市と協議の上定めるものとする。

事業期間中に関係法令、電力制度その他事業環境に変化が生じた場合は、本事業の目的を維持できるよう、必要な対応を行うこと。

3.5 地域に配慮した供給条件

事業者は、本事業の目的及び本市の脱炭素先行地域に係る事業計画を踏まえ、地域住民及び地域事業者が再生可能エネルギーを利用しやすく、電気料金の負担軽減につながる供給条件を設定すること。

地域への電力供給に係る料金については、原則として、当該地域を供給区域とする大手電力会社が一般に提供する標準的な電気料金メニューの料金水準以下となるよう設定すること。

事業者は、企画提案時に、供給対象、料金体系、比較対象とする電気料金メニュー、料金比較の方法及び条件、料金水準の考え方その他供給条件を具体的に示すこと。

比較対象とする電気料金メニュー並びに基本料金、電力量料金、燃料費調整額その他料金比較に用いる項目及び条件については、企画提案の内容を踏まえ、本市と協議の上、「電力供給・販売計画書」において明確にすること。

また、事業期間中に電気料金、燃料価格、電力市場価格、制度その他事業環境に著しい変化が生じた場合の料金の取扱いについて、あらかじめ基本的な考え方を示すとともに、地域住民及び地域事業者の負担軽減と事業の継続性の両立に配慮すること。

第4章 運営体制

4.1 基本事項

事業者は、本事業の目的を達成するため、事業期間を通じて適切な運営体制を構築し、安定的かつ継続的な事業運営を行うこと。運営体制は、安全性、事業継続性、地域との信頼関係及び迅速な対応を確保できるものとする。

また、発電、維持管理、電力供給及び販売その他本事業の運営に必要な業務が適切かつ継続的に実施される体制を確保すること。

4.2 運営体制の構築

事業者は、本事業を適切に遂行するため、必要な人員及び組織体制を整備すること。運営体制においては、少なくとも、事業全体の統括、技術管理、維持管理、電力供給及び販売、地域対応及び緊急時対応に係る役割及び責任の所在を明確にすること。

また、事業者及び本事業に係る事業者等の役割分担、責任の所在及び意思決定の方法を明確にし、必要な対応を円滑かつ迅速に行うことができる体制とすること。

なお、必要な役割及び責任が適切に確保される場合は、複数の役割を同一の者が兼務することを妨げない。

4.3 連絡体制

事業者は、本市との円滑な連携を図るため、本事業に係る連絡窓口を明確にすること。

また、事故、災害その他緊急時には、本市その他必要な関係者との連絡及び必要な対応を速やかに行うことができる緊急連絡体制を確保すること。

緊急時の具体的な対応については、第2章2.8に定めるところによる。

4.4 関係事業者等との連携

事業者は、本市、小売電気事業者、保守事業者その他本事業に関係する事業者等との役割分担及び連携体制を明確にし、本事業を円滑に運営すること。

本事業の一部を第三者が実施する場合であっても、事業者は、本要求水準書及び基本協定等に基づき自らが負う責任を免れるものではなく、当該第三者との適切な連携及び調整を行うこと。

第5編 地域との共生

第1章 基本方針

1.1 目的

本編は、本事業が地域住民等との継続的な対話及び信頼関係の構築を図り、地域と共生しながら持続的に実施されるため、地域との連携、市民参加、地域還元、情報提供その他地域との共生に関して、事業者が満たすべき要求水準を定めることを目的とする。

1.2 基本方針

事業者は、地域との継続的な対話及び適切な情報共有を通じた信頼関係の構築、市民参加の促進、地域経済への貢献、事業収益の地域還元及び地域課題の解決を基本方針として、地域と長期的に共生する事業運営を行うこと。

第2章 地域との連携

2.1 基本事項

事業者は、本事業が地域との継続的な対話及び信頼関係の構築が重要となる事業であることを十分認識し、地域との良好な関係の構築に配慮しながら事業を実施すること。

地域との連携は、一時的なものではなく、事業期間を通じて継続的に実施するものとする。

2.2 地域との対話及び協力体制

事業者は、本市、地域住民、自治会その他関係団体と連携し、地域の実情を踏まえた事業運営を行うこと。

地域との協議及び意見交換に当たっては、誠実かつ丁寧に対応するとともに、地域との相互理解を図るために必要な情報を適切に共有すること。

また、地域から寄せられた意見及び要望については、その内容を十分に把握し、本事業の目的、実現可能性その他の事情を踏まえ、必要に応じて事業運営への反映を検討すること。

2.3 地域課題への配慮

事業者は、本事業の実施に当たり、本市及び地域との対話等を通じて地域が抱える課題及び地域特性の把握に努め、本事業の目的及び特性を踏まえ、その解決又は負担軽減に資する取組を検討すること。

また、本市から地域課題への対応について協力を求められた場合は、本事業の目的及び事業運営への影響を踏まえ、誠実に協議に応じること。

2.4 地域活動への協力

事業者は、本市又は地域が実施する環境学習、脱炭素に関する普及啓発その他本事業の目的に関連する地域活動について、本事業の目的及び事業運営に支障のない範囲で協力すること。

また、安全性、設備の運用その他事業運営への影響に配慮した上で、本事業の設備、発電データその他の本事業が有する資源及び特性を活用し、地域への貢献につながる取組の実施に努めること。

2.5 地域人材及び地域事業者の活用

事業者は、関係法令を遵守し、技術力、品質、経済性及び事業の継続性を確保した上で、地域経済への波及効果に配慮し、地域人材及び市内事業者の活用に努めること。

特に、維持管理、除草、点検その他地域で対応可能な業務については、市内事業者、地域団体その他の地域人材の活用を積極的に検討すること。

2.6 地域連携に関する記録

事業者は、地域との協議、意見交換その他地域連携に関する取組及び対応状況を適切に記録すること。

地域連携の実施状況については、第 6 編に定める「事業実施年次報告書」により本市へ報告すること。

なお、地域との関係又は事業運営に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合は、第 1 編第 4 章その他本要求水準書に定めるところにより、速やかに本市へ報告すること。

本市から求めがあった場合は、地域連携の実施状況その他必要な事項について報告すること。

第 3 章 市民出資

3.1 基本事項及び市民出資の定義

事業者は、本事業を、市民等が再生可能エネルギー事業及び地域づくりに資金面から参画できる機会として位置付け、市民出資の仕組みを導入すること。

本章における「市民出資」とは、法令上の出資の形態に限らず、本事業の実施に必要な資金の全部又は一部について、市民、地域の事業者その他本事業の趣旨に賛同する者から、出資、投資その他の資金提供を受ける関係法令に適合した方法により資金を調達し、事業への参加機会を提供する仕組みをいう。

市民出資は、単なる資金調達手段としてではなく、市民等が地域脱炭素及び地域経済の循環に主体的に参画し、本事業を身近に感じられる仕組みとすること。

なお、出資等の対象者を福知山市内に住所を有する者のみに限定することは求めないが、市民及び市内事業者が参加しやすい仕組みとし、その参加機会の確保に十分配慮すること。

3.2 市民出資制度の設計

事業者は、本市の地域特性、市民等の参加しやすさ及び本事業の事業規模を考慮し、実効性のある市民出資制度を設計すること。

制度の設計に当たっては、公平性、透明性、適法性及び参加者保護を確保するとともに、参加者が制度の内容及びリスクを十分に理解した上で、自らの判断により参加の可否を決定できる仕組みとすること。

事業者は、企画提案時に、市民出資について、少なくとも次に掲げる事項を提案すること。

- (1) 資金調達スキーム及び適用が想定される関係法令
- (2) 実施主体及び運営体制
- (3) 必要となる許認可、登録、届出等及びこれらへの対応方針
- (4) 参加対象者及び市民・市内事業者の参加機会を確保する方法
- (5) 募集方法及び募集時期
- (6) 一口当たりの金額その他参加に必要な金額
- (7) 募集予定額、想定参加者数その他募集規模
- (8) 調達した資金の使途
- (9) 参加者への経済的還元の考え方
- (10) 主なリスク及びその説明方法
- (11) 参加者への情報提供及び事業期間中の制度運営の考え方
- (12) その他市民出資の実現性を確認するために必要な事項

選定後は、企画提案の内容及び本市との協議を踏まえ、「市民出資実施計画書」を作成し、市民出資の募集開始までに本市へ提出すること。

市民出資実施計画書には、企画提案時に示した事項のほか、募集条件、契約条件、資金管理、参加者への還元、権利の譲渡、中途解約、相続等による承継、事業終了時の取扱い、情報提供、リスク説明その他制度の実施に必要な事項を定めること。

なお、市民出資の制度設計及び実施に係る法令適合性の確認並びに必要な許認可、登録、届出等については、事業者の責任において行うこと。

3.3 募集規模及び地域参加

事業者は、本事業の規模及び市民参加という市民出資の趣旨を踏まえ、実効性のある募集規模を設定するとともに、市民等が参加できる機会を確保すること。

企画提案時には、市民出資による資金調達目標額、事業費又は資金調達額に占める割合、一口当たりの金額、想定する参加者数及びその設定根拠を具体的に示すこと。

市民及び市内事業者からの参加については、募集枠の設定、優先募集期間の設定その他の方法により、地域からの参加機会を確保するよう配慮すること。

なお、市民及び市内事業者の参加機会を十分に確保した上で、市外の個人、法人その他本事業の趣旨に賛同する者から資金を募集することを妨げない。

3.4 情報提供及びリスク説明

事業者は、市民出資の募集に当たり、参加を検討する者が制度の内容及びリスクを十分に理解し、適切に判断できるよう、必要な情報を正確かつ分かりやすく提供すること。

情報提供に当たっては、少なくとも、事業概要、事業期間、資金調達の仕組み、出資等の条件、資金の使途、利益、配当、利息その他参加者への経済的還元の見え方、元本毀損その他想定されるリスク、中途解約、権利の譲渡、相続等による承継、事業終了時の取扱い及び問い合わせ先について明示すること。

元本、利益、配当、利息その他の経済的利益が保証されるとの誤解を生じさせる表示又は説明を行ってはならない。ただし、採用する資金調達スキームの性質上、法令及び契約に基づき保証される事項がある場合は、この限りでない。

本市は、市民出資に係る元本の保証、利益若しくは配当の保証、損失の補填その他出資者等に対する金銭上の債務を負うものではなく、事業者は、募集及び説明に当たり、その旨を明確に表示すること。

市民出資の実施後は、参加者に対し、本事業の運営状況、発電実績、市民出資に係る資金の運用及び参加者への還元の状況、地域還元の取組その他採用する資金調達スキームに応じて必要な情報を定期的に提供すること。

また、市民等が本事業の成果を実感し、地域の発電事業として身近に感じられるよう、事業報告、現地見学、情報発信その他の交流又は参加の機会の確保に努めること。

3.5 適法な実施体制

事業者は、市民出資の制度設計、募集、勧誘、契約、資金管理及び運営に当たり、採用する資金調達スキームに応じて、金融商品取引法その他適用される関係法令を遵守すること。

許認可、登録、届出その他の手続が必要となる場合は、必要な資格、登録等を有する者により、適法かつ確実に実施できる体制を確保すること。

事業者以外の者が市民出資の募集、勧誘、資金管理その他の業務を行う場合は、その者の資格、登録状況、実績及び役割分担を明確にすること。

3.6 市民出資に係る資金管理

事業者は、市民出資により調達した資金について、その受入額、使途、残高その他の資金の流れを明確に把握できるよう適切に管理すること。

市民出資に係る資金については、採用する資金調達スキームに適用される関係法令等を遵守するとともに、他の資金との関係及び使途を明確に把握できるよう、独立した勘定科目、補助簿、専用口座その他適切な方法により管理すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、市民出資による資金の受入状況、使途、参加者への還元状況その他本事業の適正な実施を確認するために必要な情報を提供すること。

第4章 事業収益の地域還元

4.1 基本事項

本事業における地域還元は、再生可能エネルギーの導入及び地域への電力供給に加え、その事業効果を地域へ還元することにより、地域課題の解決及び持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

事業者は、本市の脱炭素先行地域に係る事業計画との整合を図り、本事業に係る電力販売による収入の一部を地域へ還元する仕組みを構築し、電力販売の開始後、事業期間を通じて継続的に地域還元を実施すること。

地域還元については、本事業以外の脱炭素先行地域に係る事業による地域還元との重複又は偏在が生じないように、本市及び地域と連携し、地域全体として効果的な還元となるよう配慮すること。

4.2 地域還元の水準

事業者は、本事業に係る電力の販売額の1%以上を地域還元に充てること。

ここでいう「販売額」は、事業者が提案する電力供給及び販売のスキームに応じて設定するものとし、事業者は、企画提案時に、地域還元額の算定の基礎とする販売額の考え方、算定対象、算定方法及び地域還元率を明確に示すこと。

また、事業者は、土地の貸付期間を踏まえて設定した発電事業期間を前提として、想定発電量、想定販売電力量、想定販売単価その他の前提条件を示した上で、各年度及び発電事業期間全体における想定地域還元額を示すこと。

なお、地域還元の実施に当たっては、企画提案時に示した算定方法を基本とし、事業スキームその他の事情の変更により算定方法を変更する必要がある場合は、地域還元の実効性が損なわれないよう、本市と協議すること。

4.3 地域還元実施計画

事業者は、企画提案時に、地域還元について、地域還元率、地域還元額の算定方法、想定される地域還元額及びその算定根拠、還元方法、実施時期、地域との連携その他の基本的な考え方を提案すること。

選定後は、企画提案の内容並びに本市及び地域との協議を踏まえ、「地域還元実施計画書」を作成し、本事業に係る電力販売の開始までに本市へ提出すること。

地域還元実施計画書には、地域還元額の算定方法及び算定対象、実施時期、還元方法及び活用対象、実施体制、本市及び地域との連携、他の地域還元との調整、実績管理及び情報提供その他地域還元の実施に必要な事項を定めること。

4.4 地域還元の方法

事業者は、地域還元実施計画書に基づき、継続性、公平性及び透明性を確保しつつ、地域住民が本事業による効果を実感でき、地域課題の解決及び地域の持続的な発展に資する方法により地域還元を実施すること。

地域還元の具体的な内容及び活用方法については、本市及び地域と必要な協議を行い、地域の実情、課題及び意見を踏まえて決定すること。

地域還元は、地域活動、防災、環境保全、子ども・高齢者支援、地域コミュニティの活性化その他地域課題の解決又は地域の活性化に資する取組への支援等に活用することができるものとする。

還元方法は、地域団体等への金銭の提供、地域活動への支援、物品又はサービスの提供、地域課題の解決に資する事業の実施その他本事業の目的に適合する方法とすること。

地域還元の方法として、本市への寄附その他本市を介して地域へ還元する方法を提案することを妨げない。この場合、その可否及び具体的な取扱いについては、関係法令及び本市の会計上の取扱い等を踏まえ、本市と協議の上定めるものとする。

算定された地域還元額の全部又は一部について、地域還元実施計画書に定める時期までに地域還元を実施できない場合は、その取扱いについて本市と協議し、翌年度以降の地域還元に充当するなど、当該地域還元額が確実かつ適切に地域へ還元されるために必要な措置を講じること。

4.5 実績管理及び情報提供

事業者は、各年度の本事業に係る電力販売額、地域還元率、地域還元額、その算定根拠、還元内容、実施時期、還元先及び活用状況を適切に記録すること。

事業者は、地域還元の実施状況について、第6編に定める「事業実施年次報告書」により本市へ報告すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、地域還元額の算定及び実施状況を確認するため、電力販売実績その他必要な資料を提出すること。

また、地域住民が地域還元の実施状況及びその成果を把握できるよう、地域還元額、還元内容及び活用状況について、分かりやすく情報提供を行うこと。

情報提供に当たっては、出資者、取引先その他第三者の権利及び営業上の秘密に十分配慮すること。

第5章 情報提供・地域説明

5.1 基本事項

事業者は、本事業に対する地域住民の理解の促進及び信頼関係の構築を図るため、事業の実施状況に応じて、事業期間を通じて継続的な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な地域説明を実施すること。

情報提供に当たっては、正確性、分かりやすさ及び透明性を確保するとともに、地域住民が必要な情報を適時に把握できるよう努めること。また、地域住民が事業の成果を実感できるよう、事業効果を分かりやすく伝える工夫を行うこと。

情報提供及び地域説明は、一方的な情報発信にとどまらず、地域住民との相互理解の促進に資するものとする。

5.2 情報提供の内容及び方法

事業者は、事業の進捗、工事の実施状況、発電及び電力供給の状況、安全対策、地域との連携、市民出資、地域還元その他地域住民の理解に資する情報について、事業の各段階に応じて適切に情報提供すること。

情報提供に当たっては、専門用語をできる限り避け、図表等を活用するなど、地域住民にとって分かりやすい内容及び方法となるよう配慮すること。

情報提供の方法及び頻度については、情報の内容、事業の進捗及び地域の状況等を踏まえ、適切に設定すること。

なお、情報提供に当たっては、個人情報、取引先その他第三者の権利及び営業上の秘密に十分配慮すること。

5.3 地域説明

事業者は、本市から要請があった場合又は本事業の実施に伴う地域への影響その他の事情により地域住民への説明が必要となる場合には、地域説明会その他適切な方法により、事業内容、事業の進捗、地域への影響及びその対応その他必要な事項について説明を行うこと。

また、本市が開催する説明会等について、必要な資料の作成及び説明に協力すること。

特に、解体・撤去工事及び太陽光発電設備の整備その他地域への影響が想定される主要な工程の開始前には、本市と協議の上、必要な情報提供又は地域説明を行うこと。

5.4 情報発信及び見える化

事業者は、ホームページ、広報物その他地域住民が利用しやすい媒体を活用し、本事業に関する情報を継続的に発信すること。

事業者は、本事業による効果を地域住民が実感できるよう、発電量、CO₂排出削減量、地域への電力供給実績、市民出資及び地域還元の実績等について、分かりやすい形で情報提供し、その「見える化」に努めること。

第6章 苦情・要望対応

6.1 基本事項

事業者は、本事業に関する地域住民等からの苦情、要望、相談その他の意見（以下「苦情等」という。）に対し、誠実かつ迅速に対応する体制を整備し、地域住民との信頼関係の維持及び向上に努めること。

苦情等への対応は、単なる個別対応としてではなく、その内容を事業運営に適切に反映し、必要に応じて改善につなげる取組として位置付けること。

6.2 対応体制

事業者は、苦情等の受付窓口、担当部署又は担当者及び連絡先を明確にし、地域住民が利用しやすい方法により周知すること。

また、緊急を要する事案については、速やかに対応できる体制を確保すること。当該体制は、事業期間を通じて継続的に確保すること。

6.3 苦情等への対応

事業者は、苦情等を受け付けた場合は、その内容を適切に確認し、必要な事実確認及び原因の把握を行った上で、必要な対応を適切かつ速やかに実施すること。

原因が判明していない場合であっても、必要に応じて、受付の事実、確認状況及び今後の対応方針等について相手方へ情報提供すること。

対応に当たっては、地域住民に対して事実関係及び対応内容等を丁寧かつ分かりやすく説明すること。

苦情等への回答に時間を要する場合は、その理由及び今後の対応予定について適宜情報提供を行うこと。

6.4 記録、報告及び再発防止

事業者は、苦情等の受付内容、対応経過及び対応結果を記録し、適切に管理すること。

事故、安全、環境その他本事業の実施に関して地域に重大な影響を及ぼすおそれのある苦情等又は同一若しくは類似の内容について複数の住民から継続的に寄せられる苦情等が生じた場合は、速やかに本市へ報告し、本市と連携して必要な対応を行うこと。

また、本市が地域住民等から本事業に関する苦情等を受け付けた場合は、本市からの求めに応じて事実確認、対応その他必要な措置を行うこと。

事業者は、苦情等の内容及び対応状況を分析し、必要に応じて事業運営の改善及び再発防止のための措置を講じること。

苦情等の受付及び対応の状況については、第6編に定める「事業実施年次報告書」により本市へ報告すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、苦情等の受付状況、対応状況その他必要な事項について報告すること。

第6編 事業管理・事業終了

第1章 事業管理及びモニタリング

1.1 基本事項

事業者は、事業期間を通じて、本要求水準書、基本協定、企画提案の内容、本要求水準書に基づき作成する計画書その他本事業に係る関係書類に基づき、本事業を適切かつ継続的に管理すること。

事業者は、発電、電力供給、維持管理、市民出資、地域還元、地域との共生その他本事業の実施状況を適切に把握するとともに、本市が実施するモニタリングに必要な協力を行うこと。

事業管理及びモニタリングは、要求水準の履行状況及び事業目的の達成状況を確認するとともに、課題の早期把握及び継続的な事業改善につなげることを目的として実施するものとする。

1.2 事業実施状況の管理及びモニタリング

事業者は、本事業の実施状況について自ら継続的に把握し、本要求水準書、基本協定、企画提案及び本要求水準書に基づき作成した計画書等の内容が適切に履行されていることを確認すること。

本市は、必要に応じて、書類確認、実績報告、現地確認、ヒアリング、協議その他適切な方法により、本事業の実施状況についてモニタリングを行うことができるものとする。

モニタリングの対象は、発電及び電力供給、設備の維持管理、市民出資、地域還元、地域との連携、情報提供、苦情等への対応その他本事業の実施状況及び事業目的の達成状況とする。

事業者は、本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、モニタリングに必要な資料の提出、説明、現地確認への対応その他必要な協力を行うこと。

1.3 事業収支及び経理の管理

事業者は、本事業の収支状況を適切に把握し、長期的かつ安定的な事業運営に必要な財務管理を行うこと。

本事業に係る収入及び支出については、事業者が実施する他の事業と区分して把握できるよう、適切な方法により管理すること。

特に、市民出資により調達した資金、地域還元に係る費用、撤去費用として確保する資金その他本要求水準書において区分管理を求める資金については、それぞれの目的及び使途を確認できるよう管理すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、本事業の収支状況その他事業の継続性を確認するために必要な資料を提出すること。

1.4 事業実施年次報告書

事業者は、各年度の本事業の実施状況を取りまとめた「事業実施年次報告書」を作成し、本市が指定する時期までに提出すること。

事業実施年次報告書には、少なくとも次に掲げる事項を含めること。

- (1) 発電実績及び設備の稼働状況
- (2) 地域への電力供給及び販売実績
- (3) 維持管理、修繕及び設備更新の実施状況
- (4) 市民出資の実施及び運営状況
- (5) 地域還元の実施状況
- (6) 地域との連携、情報提供及び地域説明の実施状況
- (7) 苦情等の受付及び対応状況
- (8) 事故、設備異常その他事業運営上の重要な事象
- (9) 本事業の収支及び事業継続性に関する状況
- (10) 撤去費用の確保状況
- (11) その他本市が本事業の実施状況を確認するために必要な事項

1.5 重大事象等の報告

事業者は、重大な事故、本事業に重大な影響を及ぼす災害、長期間の発電若しくは電力供給の停止、重大な設備故障、法令違反若しくはそのおそれ、地域に重大な影響を及ぼす事象又は事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生し、又はそのおそれがあることを把握した場合は、速やかに本市へ報告すること。

報告に当たっては、その時点で判明している事実、影響、応急対応及び今後の対応方針を可能な範囲で速やかに報告し、その後新たな事実が判明した場合は、必要に応じて報告内容を更新すること。

1.6 是正及び事業改善

本市によるモニタリングその他により、本要求水準書、基本協定、企画提案若しくは本要求水準書に基づき作成した計画書等の内容を満たしていない事項又は本事業の適切かつ継続的な実施のために改善が必要な事項が確認された場合は、本市は、事業者に対し、必要な是正又は改善を求めることができる。

事業者は、本市からは是正又は改善を求められた場合は、その原因を確認し、必要な措置を講じるとともに、その結果を本市へ報告すること。

重要な是正又は改善を行う場合は、本市からの求めに応じて、原因、改善内容、実施時期及び再発防止策その他必要な事項について説明し、又は必要な資料を提出すること。

また、事業者は、モニタリング結果、事故、苦情等、地域からの意見、技術の進展その他事業環境の変化を踏まえ、事業期間を通じて継続的な事業改善に努めること。

第2章 事業継続性

2.1 基本事項

事業者は、本事業が長期間にわたり発電、地域への電力供給、市民出資、地域還元その他の取組を継続して実施する事業であることを踏まえ、事業期間を通じて安定的かつ継続的に事業を実施するために必要な体制及び財務基盤を確保すること。

また、事業者は、本事業の継続に影響を及ぼすリスクを適切に管理し、事業期間を通じて必要な機能及びサービスを継続できるよう必要な措置を講じること。

2.2 事業継続に係るリスク管理

事業者は、事業期間を通じて、本事業の継続に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その発生の予防及び影響の低減に努めること。

事業継続に係るリスクとして、少なくとも、設備の重大な故障又は長期停止、自然災害、事故、電力市場及び制度の変化、資金調達その他の財務上の問題、小売電気事業者その他主要な関係事業者の撤退、変更又は契約終了その他本事業の継続に重大な影響を及ぼす事象を考慮すること。

事業者は、これらのリスクが顕在化した場合においても、安全性を確保するとともに、発電、地域への電力供給その他本事業に必要な機能への影響を可能な限り低減し、早期の復旧又は事業継続に必要な措置を講じること。

2.3 事業継続に重大な影響を及ぼす事象への対応

事業者は、経営状況の著しい悪化、資金調達上の重大な問題、債務不履行、法的整理若しくは私的整理の開始、主要な関係事業者との契約終了その他本事業の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生し、又はこれらの事象が発生するおそれがあることを把握した場合は、第1章に定めるところにより本市へ報告するとともに、事業継続に必要な対応を検討し、本市と協議すること。

事業者は、当該事象が発生した場合においても、安全性を確保するとともに、設備の維持管理、地域への電力供給その他本事業に必要な機能への影響を可能な限り低減し、事業の早期安定化に必要な措置を講じること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、事業継続の見通し、対応方針その他必要な事項について説明し、その確認に必要な資料を提出すること。

2.4 事業継続が困難となった場合

事業者は、本事業の継続が困難となった場合又はその可能性が高まった場合は、速やかに本市と協議するとともに、事業の継続、事業主体の変更又は事業承継その他本事業を継続するために必要な方策を検討し、必要な措置を講じること。

事業主体の変更又は事業承継を行う場合は、次章の規定に従うこと。

事業の継続又は承継が困難であり、本事業を終了する場合は、第4章及び第5章の規定に基づき、設備の撤去、原状回復その他事業終了に必要な措置を適切に実施すること。

なお、事業の継続が困難となったことをもって、本要求水準書、基本協定その他本事業に関して事業者が負う義務が免除されるものではない。

第3章 事業主体の変更及び事業承継

3.1 基本事項

事業者は、本事業が公的支援を受け、長期間にわたり地域への電力供給、地域還元その他の取組を実施する事業であることを十分に認識し、原則として、事業期間終了まで自らの責任において本事業を継続して実施すること。

事業主体の変更又は事業承継を行う場合は、本事業の継続性並びに本要求水準書、基本協定、企画提案その他本事業に係る条件及び義務の履行が確保されるものでなければならない。

ただし、法令に基づく倒産手続、担保権の実行その他事業者の意思のみによってその効力を制限することができない事由により権利の移転等が生じる場合については、関係法令及び契約等に基づき取り扱うものとする。

3.2 事業主体の変更等

事業者は、事業譲渡、合併、会社分割その他の方法により、本事業の実施主体を変更しようとする場合は、あらかじめ本市へその内容を説明し、本事業の実施主体の変更について本市の承諾を得ること。

また、株式その他の持分の譲渡、構成員の変更その他事業者の支配関係又は本事業の実施体制に重大な影響を及ぼす変更を行おうとする場合は、あらかじめ本市へ報告し、当該変更が本事業の継続性に影響を及ぼすおそれがある場合は、本市と協議すること。

事業者は、事業主体の変更等に当たり、変更の理由、承継先、承継後の事業実施体制、財務基盤、技術力その他本事業を継続的に実施する能力を確認するために必要な事項について、本市へ説明し、必要な資料を提出すること。

事業主体の変更その他地域との関係に重大な影響を及ぼす変更を行う場合は、本市と協議の上、第5編に定めるところにより、地域住民等への適切な情報提供又は説明を行うこと。

3.3 承継先に求める要件

事業主体を変更する場合は、承継先が、本事業を適切かつ継続的に実施するために必要な技術的能力、実施体制及び財務基盤を有するとともに、本要求水準書、基本協定、企画提案その他本事業に係る条件及び義務を適切に承継し、履行することができる者であること。

本市は、承継先の事業実施能力、実施体制、財務状況、関係法令上必要となる資格、許認可等その他本事業の継続性を確認するために必要な事項について、資料の提出又は説明を求めることができる。

3.4 権利義務等の承継

事業主体を変更する場合は、本要求水準書、基本協定その他本事業に関して事業者が有する権利及び負う義務について、法令上又はその性質上承継することができないものを除き、承継後の事業者へ適切に承継すること。

特に、地域への電力供給、市民出資、地域還元、設備の維持管理、撤去及び処分、撤去費用の確保並びに地域との連携その他本事業の継続に必要な事項について、その実効性が損なわれないよう必要な措置を講じること。

また、関係法令に基づく認定、許認可、届出その他必要な手続について、事業主体の変更に伴い必要となる承継、変更、新規取得その他の手続を適切に行うこと。

事業者は、事業主体の変更に伴い、小売電気事業者、維持管理事業者、市民出資に関係する事業者その他本事業に関係する者との契約又は連携体制に必要な変更が生じる場合は、本事業の継続に支障が生じないように必要な措置を講じること。

3.5 担保設定等

事業者が本事業に係る資金調達のため、発電設備その他本事業に係る資産又は権利について担保を設定する場合は、本事業の継続及び本市の権利その他本事業に係る義務の履行に重大な影響を及ぼすことがないように必要な措置を講じること。

本事業の継続又は本市との権利義務関係に重大な影響を及ぼす担保設定等を行おうとする場合は、あらかじめ本市へその内容を説明すること。

担保権の実行その他により事業主体又は本事業に係る資産若しくは権利の帰属に変更が生じるおそれがあることを把握した場合は、事業者は、可能な限り速やかに本市へ報告し、本事業の継続に必要な対応について協議すること。

具体的な取扱いについては、資金調達の方法及び本事業に係る契約関係を踏まえ、基本協定その他関係契約において定めるものとする。

第4章 事業終了及び設備の撤去・原状回復

4.1 基本事項

事業者は、事業期間の満了その他の理由により本事業を終了する場合は、本市、地域住民その他本事業に関係する者への影響を最小限に抑え、自らの責任において適切かつ確実に事業を終了すること。

事業終了時において、本事業のために設置した設備及び施設は、原則として事業者の責任及び負担により撤去し、事業用地を適切な状態に復旧すること。なお、設備の撤去及び原状回復は、原則として土地の貸付期間の満了までに完了すること。ただし、本市との協議により設備の継続利用、事業承継その他の取扱いを行う場合は、この限りでない。

また、設備の取扱いのみならず、市民出資、地域還元、地域への電力供給、地域との関係その他本事業に係る権利及び義務を適切に整理するとともに、安全性、環境保全及び地域への影響に十分配慮して事業を終了すること。

4.2 事業終了・撤去計画

事業者は、事業期間の満了により本事業を終了する場合は、事業終了予定日の3年前までを目安として、本市との協議を開始し、事業終了予定日の1年前までに「事業終了・撤去計画書」を作成し、本市へ提出すること。

事業期間の満了以外の理由により、前項に定める時期までに当該計画書を提出することが困難な場合は、事業終了の可能性を把握した後速やかに本市と協議し、本市との協議を踏まえて当該計画書を作成し、提出すること。

事業終了・撤去計画書には、少なくとも次に掲げる事項を定めること。

- (1) 事業終了予定時期並びに土地の貸付期間の満了日を踏まえた設備の撤去及び原状回復の完了予定時期
- (2) 設備の継続利用又は撤去に関する方針
- (3) 撤去対象となる設備及び施設
- (4) 撤去方法及び工程
- (5) 安全対策及び周辺環境への配慮
- (6) 廃棄物の適正処理並びに再使用及び再資源化の方法
- (7) 原状回復の範囲及び方法
- (8) 撤去及び原状回復に要する費用並びにその確保状況
- (9) 地域への電力供給の終了又は移行に関する対応
- (10) 市民出資及び地域還元の終了又は移行時の対応
- (11) 地域住民等への情報提供及び説明
- (12) 関係法令に基づく手続その他関係者との調整

(13) その他事業終了に必要な事項

事業者は、事業終了までの間に事情の変更が生じた場合は、必要に応じて本市と協議し、事業終了・撤去計画書を見直すこと。

4.3 設備の継続利用

事業終了時において設備の継続利用が技術的、経済的及び安全上可能であり、設備の継続利用又は事業の承継が合理的であると考えられる場合は、事業者は、本市と協議の上、設備の譲渡、事業の承継その他継続利用に必要な対応を検討すること。

設備を継続利用する場合は、設備の状態、残存性能、想定される使用可能期間、維持管理費用、将来の撤去責任及び撤去費用の確保その他必要な事項を明らかにした上で、その取扱いを本市と協議すること。

なお、本項は、本市が設備を取得し、又は事業を承継する義務を負うことを意味するものではない。

4.4 設備の撤去

設備の継続利用を行わない場合は、事業者が本事業のために設置した設備及び施設を、本市との協議により存置するものを除き、事業者の責任及び負担により撤去すること。

撤去対象には、太陽光モジュール、架台、パワーコンディショナ、キュービクル等の受変電設備、ケーブル、フェンス、標識、架台基礎その他本事業のために設置した附帯設備を含むものとする。

ただし、本市との協議により、継続利用その他の理由から存置することとした設備及び施設については、この限りでない。

事業者は、事業終了・撤去計画書及び関係法令に基づき、設備の撤去を安全かつ計画的に実施すること。

撤去工事に当たっては、騒音、振動、粉じん、廃棄物、交通その他周辺環境及び地域住民への影響を最小限に抑えるため、必要な措置を講じること。

撤去工事に必要となる許認可、届出その他関係法令上の手続については、第1編に定める共通事項に基づき、適切に実施すること。

4.5 廃棄物処理及び資源循環

設備の撤去により発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正に処理すること。

太陽光モジュール、金属、ケーブルその他再使用又は再資源化が可能なものについては、単純な廃棄を極力避け、再使用、再資源化その他資源の有効利用を優先的に検討すること。

事業者は、廃棄物の種類、数量、処理方法、処理先及び再使用・再資源化の実績を適切に記録し、第4.7に定める「事業終了・撤去完了報告書」において、本市がその内容を確認できる資料を提出すること。

4.6 原状回復

設備の継続利用を行わない場合は、事業者の責任及び負担により、本事業のために設置した設備及び施設を撤去し、本市との協議結果を踏まえて事業用地を適切な状態に復旧すること。

原状回復の具体的な範囲及び方法については、本事業による土地の改変状況、設備設置前の土地の状態、事業終了時における土地の状況、本市による跡地利用の方針その他の事情を踏まえ、本市と協議の上決定するものとする。

なお、原状回復は、本事業の実施前の土地の状態を機械的に復元することを意味するものではなく、事業終了時における土地利用、安全性、環境保全及び跡地利用等を踏まえ、本市と協議の上、必要な範囲で実施するものとする。

4.7 事業終了時の情報提供及び完了報告

事業者は、事業終了に当たり、本市と十分に協議するとともに、第5編に定めるところにより、地域住民その他関係者に対し、事業終了時期、地域への電力供給への影響、設備の継続利用又は撤去、撤去工事その他必要な事項について適切に情報提供又は説明を行うこと。

事業者は、設備の撤去及び原状回復を完了した場合は、「事業終了・撤去完了報告書」を作成し、速やかに本市へ提出すること。

当該報告書には、撤去した設備及び施設、撤去工事の実施状況、廃棄物の処理並びに再使用・再資源化の実績、原状回復の実施状況その他本市が事業終了の状況を確認するために必要な事項を記載するとともに、写真、廃棄物の処理及び再使用・再資源化の実績を確認できる資料その他必要な資料を添付すること。

また、当該報告書には、本事業全体についての総括として、発電、地域への電力供給、市民出資、地域還元、地域との共生その他本事業の成果及び課題について記載すること。

第5章 撤去費用の確保

5.1 基本事項

事業者は、事業終了時に必要となる太陽光発電設備その他本事業のために設置した設備及び施設の解体・撤去、廃棄物の適正処理並びに原状回復に要する費用（以下「撤去費用」という。）について、事業期間を通じて計画的かつ確実に確保すること。

撤去費用の確保に当たっては、事業者の経営状況の悪化、事業撤退、倒産その他事業継続が困難となった場合においても、可能な限り撤去費用が保全され、設備の撤去等に確実に充当できる仕組みとすること。

撤去費用の確保は、第4章に定める事業終了時の撤去及び原状回復を確実に実施するための措置として行うものとし、事業者は、事業期間中に当該費用を他の目的に使用することにより、必要な撤去費用が確保できない状態を生じさせないこと。

5.2 撤去費用の算定

事業者は、設備の種類、規模、数量、撤去方法、廃棄物の処理及び再資源化、原状回復の範囲その他必要な事項を踏まえ、撤去費用を合理的に算定すること。

撤去費用の算定に当たっては、設備の解体及び撤去、運搬、廃棄物の処理及び再資源化、原状回復その他事業終了時に必要となる費用を適切に見込むこと。

事業者は、企画提案時に、撤去費用の概算額、算定の考え方及び主な算定条件並びに当該概算額に含まれる費用の範囲を示すこと。

5.3 撤去費用の確保方法

撤去費用は、金融機関等による保証、保険その他第三者による保証、外部への積立てその他事業者の信用状況又は財務状況から一定程度独立して撤去費用又はこれに相当する財源を確保できる方法を基本として確保すること。

撤去費用の確保については、複数の方法を組み合わせることができるものとし、事業期間の経過に応じて積立額を増加させるとともに、これに応じて保証額を減少させる方法その他事業期間を通じて必要な撤去費用又はこれに相当する財源が継続的に確保される方法を提案することができる。

事業者内部における積立てを行う場合は、当該資金を他の事業資金と区分して管理するとともに、目的外使用の防止、事業者の経営状況が悪化した場合における資金の保全のための措置その他撤去費用としての実効性を確保するために必要な措置を講じること。

事業者は、企画提案時に、撤去費用の確保方法、確保予定額、確保時期、事業期間中の積立て又は保証等の推移及び当該方法により撤去費用を確実に確保できるとする考え方について、具体的に提案すること。

5.4 撤去費用の確保に係る条件の確定

企画提案時において、保証契約その他撤去費用の確保に係る契約の締結まで完了していることは求めないものとする。

優先交渉権者の選定後、基本協定の締結までに、企画提案の内容を基本として、本市と事業者との協議により、撤去費用の算定額、確保方法、確保時期、保証又は積立て等の条件、事業期間中の管理方法その他必要な事項を確定し、基本協定その他関係書類に定めるものとする。

事業者は、基本協定等に定めるところにより、撤去費用の確保に必要な保証契約、積立てその他の措置を所定の時期までに講じること。

5.5 撤去費用の管理及び見直し

事業者は、事業期間を通じて、撤去費用の確保額及び確保状況を適切に管理すること。

事業者は、設備の更新、撤去及び処分に係る費用の変動、物価の変動、関係法令又は制度の変更その他撤去費用に重大な影響を及ぼす事情が生じた場合は、必要に応じて撤去費用の見込額及び確保方法を見直し、必要な撤去費用の確保に不足が生じるおそれがある場合は、確保額又は確保方法について必要な措置を講じること。

撤去費用の見込額又は確保方法について重要な変更を行う場合は、あらかじめ本市へ報告し、本市と協議すること。

事業者は、第1章に定める「事業実施年次報告書」において、撤去費用の確保額、積立額、保証額その他撤去費用の確保状況を本市へ報告すること。

本市から合理的な範囲で求めがあった場合は、撤去費用として確保する資金に係る預金残高、保証契約の内容その他撤去費用の確保状況を確認するために必要な資料を提出すること。

(別紙 1)

事業用地一覧

No.	所在地	地目	登記地積 (㎡)
1	福知山市夜久野町井田小字兎野389番	一般山林	99
2	福知山市夜久野町井田小字兎野390番	一般山林	125
3	福知山市夜久野町井田小字兎野391番	一般山林	472
4	福知山市夜久野町井田小字兎野391番1	一般畑	476
5	福知山市夜久野町井田小字兎野392番1	一般山林	264
6	福知山市夜久野町井田小字兎野392番2	一般山林	228
7	福知山市夜久野町井田小字兎野392番3	宅地	343.8
8	福知山市夜久野町井田小字兎野392番4	一般山林	234
9	福知山市夜久野町井田小字兎野392番5	宅地	403
10	福知山市夜久野町井田小字兎野393番	宅地	1474.38
11	福知山市夜久野町井田小字兎野394番1	一般山林	631
12	福知山市夜久野町井田小字兎野395番	一般山林	519
13	福知山市夜久野町井田小字兎野396番	一般山林	261
14	福知山市夜久野町井田小字兎野397番1	宅地	46
15	福知山市夜久野町井田小字兎野399番	一般山林	168
16	福知山市夜久野町井田小字兎野403番3	宅地	77.56
17	福知山市夜久野町井田小字兎野404番3	宅地	124.79
18	福知山市夜久野町井田小字兎野405番1	一般山林	329
19	福知山市夜久野町井田小字兎野406番	一般山林	158
20	福知山市夜久野町井田小字兎野407番	一般山林	115
21	福知山市夜久野町井田小字兎野408番	一般山林	109
22	福知山市夜久野町井田小字兎野409番	一般山林	69
23	福知山市夜久野町井田小字兎野410番1	一般山林	63
24	福知山市夜久野町井田小字兎野411番	一般山林	261
25	福知山市夜久野町井田小字兎野412番	一般山林	330
26	福知山市夜久野町井田小字兎野413番	一般山林	191
27	福知山市夜久野町井田小字兎野414番	一般山林	1044
28	福知山市夜久野町井田小字兎野415番1	一般山林	198
29	福知山市夜久野町井田小字兎野416番	一般山林	353
30	福知山市夜久野町井田小字兎野417番	一般山林	998
31	福知山市夜久野町井田小字兎野418番	一般山林	112
32	福知山市夜久野町井田小字兎野419番	一般山林	406
33	福知山市夜久野町井田小字兎野420番	一般山林	674
34	福知山市夜久野町井田小字兎野430番2	一般山林	495
35	福知山市夜久野町井田小字兎野431番	一般山林	862
36	福知山市夜久野町井田小字兎野432番	一般山林	400
37	福知山市夜久野町井田小字兎野433番	一般山林	185
38	福知山市夜久野町井田小字兎野434番	一般山林	595
39	福知山市夜久野町井田小字兎野435番	一般山林	456
40	福知山市夜久野町井田小字兎野436番	一般山林	552

No.	所在地	地目	登記地積 (㎡)
41	福知山市夜久野町井田小字兎野437番1	一般山林	703
42	福知山市夜久野町井田小字兎野438番1	一般山林	444
43	福知山市夜久野町井田小字兎野439番1	一般山林	401
44	福知山市夜久野町井田小字兎野439番3	一般山林	19
45	福知山市夜久野町井田小字兎野440番3	一般山林	362
46	福知山市夜久野町井田小字兎野444番1	一般山林	25
47	福知山市夜久野町井田小字兎野444番4	一般山林	30
48	福知山市夜久野町井田小字兎野444番10	一般山林	17
49	福知山市夜久野町井田小字兎野445番1	一般山林	35
50	福知山市夜久野町井田小字兎野945番	牧場	38
51	福知山市夜久野町井田小字兎野946番	牧場	9.33
52	福知山市夜久野町井田小字兎野947番	牧場	228
53	福知山市夜久野町井田小字兎野948番	牧場	8.31
54	福知山市夜久野町井田小字兎野949番	牧場	76
55	福知山市夜久野町井田小字兎野950番	牧場	40
56	福知山市夜久野町井田小字兎野952番	牧場	301
57	福知山市夜久野町井田小字兎野953番	牧場	368
58	福知山市夜久野町井田小字兎野955番	牧場	84
59	福知山市夜久野町井田小字兎野956番	牧場	35
60	福知山市夜久野町井田小字兎野957番	牧場	123
61	福知山市夜久野町井田小字兎野963番	牧場	8.43
62	福知山市夜久野町井田小字兎野964番	牧場	11
63	福知山市夜久野町井田小字八代29番5	牧場	323
64	福知山市夜久野町井田小字八代29番6	一般山林	135
65	福知山市夜久野町井田小字八代29番7	一般山林	591
66	福知山市夜久野町井田小字八代29番8	一般山林	776
67	福知山市夜久野町井田小字八代29番10	一般山林	49
68	福知山市夜久野町井田小字八代29番11	牧場	2232
69	福知山市夜久野町井田小字八代29番13	牧場	403
70	福知山市夜久野町井田小字八代45番11	牧場	194
71	福知山市夜久野町井田小字八代8045番7	一般畑	1652
72	福知山市夜久野町今西中小字兎ノ坂1737番	一般山林	376
73	福知山市夜久野町今西中小字兎ノ坂1738番	一般山林	178
74	福知山市夜久野町今西中小字兎ノ坂1739番	一般山林	224
地積合計			25400.6

(別紙2) 解体・撤去対象物一覧

※これらは市が保有する資料及び現地確認等に基づく参考情報であり、事業者は現地調査により対象物の種類、数量、構造、状態等を確認すること。

(1) 解体対象となる建築物・工作物等

区画	名称	構造・形状等	数量・規模等	備考
A	A1	木造、8,700×45,300	1 棟 (394.11 m ²)	
A	A2	S 造、9,800×3,900	1 棟	H 鋼骨組みのみ
A	A3	木造、7,500×27,000	1 棟 (204.75 m ²)	
A	A4	木造、9,200×49,500	1 棟 (455.40 m ²)	
A	CB 積	厚 100、W1,300×H1,000 等	34 か所	
A	飼料サイロ	φ 1,800	7 基	鋼製支柱共
B	倉庫	S 造、10,100×10,100	1 棟 (102.01 m ²)	
B	B1	木造、9,200×38,200	1 棟 (351.44 m ²)	
B	B2	木造、9,250×38,700	1 棟 (357.98 m ²)	
B	B3	木造、7,200×40,100	1 棟 (329.88 m ²)	内部天井あり
B	B4	木造、7,400×54,800	1 棟 (405.52 m ²)	
B	平屋事務所兼住居	木造平屋、折半屋根	1 棟 (73.63 m ²)	
B	ポンプ庫	CB 積、W9,400×D800 程度	1 棟	
B	CB 積	厚 100、W1,300×H1,000 等	14 か所	
B	飼料サイロ	φ 1,800	1 基	鋼製支柱共
C	C1	木造、9,200×37,800	1 棟 (347.76 m ²)	
C	C2	木造、9,200×37,800	1 棟 (347.76 m ²)	2 階床・階段あり
C	C3	木造、7,800×40,100	1 棟 (312.78 m ²)	内部天井あり
C	C4	木造、7,400×54,800	1 棟 (405.52 m ²)	
C	倉庫	S 造、10,400×10,700	1 棟 (111.28 m ²)	
C	平屋事務所兼住居	木造平屋、折半屋根	1 棟 (143.25 m ²)	
C	ポンプ庫	CB 積、W4,000×D2,800	1 棟 (約 12 m ²)	
C	CB 造	CB 積、W2,800×D1,800	1 か所 (約 6 m ²)	スレート屋根
C	CB 積	厚 100、W1,300×H1,000 等	12 か所	
C	飼料サイロ	φ 1,800	12 基	鋼製支柱共
D	D1	木造、10,000×43,300	1 棟 (433.00 m ²)	内部天井あり
D	D2	木造、7,400×48,400	1 棟 (358.16 m ²)	内部天井あり

区画	名称	構造・形状等	数量・規模等	備考
D	D3	木造、7,400×53,100	1 棟 (392.94 m ²)	
D	D4	木造、7,400×55,800	1 棟 (412.92 m ²)	
D	D5	木造、9,100×52,500	1 棟 (477.75 m ²)	
D	D6	木造、8,800×49,000	1 棟 (431.20 m ²)	
D	D7	木造、8,800×49,000	1 棟 (431.20 m ²)	
D	D8	S 造、10,000×17,100	1 棟 (230.00 m ²)	内部天井あり
D	倉庫 1	S 造、4,100×17,100	1 棟 (70.11 m ²)	
D	倉庫 2	S 造、6,100×6,100	1 棟 (37.21 m ²)	
D	ポンプ庫	CB 積	1 棟	
D	平屋事務所兼住居	木造平屋、折半屋根	1 棟 (60.32 m ²)	
D	CB 積	厚 100	32 か所	
D	飼料サイロ	φ 1,800	14 基	鋼製支柱共
E	E1	木造、15,000×31,250	1 棟 (468.75 m ²)	腰壁コンクリート
E	E2	木造、14,800×32,900	1 棟 (486.92 m ²)	腰壁コンクリート
E	E3	木造、14,700×32,900	1 棟 (483.63 m ²)	腰壁コンクリート
E	平屋事務所	木造平屋、折半屋根	1 棟 (53.58 m ²)	
E	ポンプ室	S 造、6,200×6,200	1 棟 (38.44 m ²)	
E	水槽 1	S 造、4,800×4,800	1 基 (23.04 m ²)	フレーム共
E	水槽 2	S 造、1,000×4,800	1 基 (4.8 m ²)	
E	CB 積	W14,750×H2,600、厚 100	1 か所	控壁あり

(2) 撤去対象となる残置物

品目	数量	単位	備考
消火器	12	本	
廃タイヤ	79	本	ホイールなし
蛍光灯	297	本	
洗濯機	10	台	
冷蔵庫	15	台	
エアコン	3	台	
ガス瞬間湯沸かし器	2	台	
石油ストーブ	2	台	

品目	数量	単位	備考
貯湯タンク	1	台	
ブラウン管テレビ	5	台	
コンテナ	3	台	
キュービクル用鋼製ボックス	4	台	
自家発電設備	4	台	
ゴムクローラー	1	本	
ボート	1	艘	
小型トラック	1	台	
軽トラック	1	台	
貯水タンク	1	個	球形・直径 1,200
中空セメント板	39	枚	
畳	20	畳	
フレコン	1	袋	
コンクリートがら	2	m ³	
藁	7	m ³	
堆肥	約 516.1	m ³	

(3) 撤去対象となる立木・電柱等

①立木

区画	径 10～20cm	径 20～30cm	径 30～50cm	径 50cm 以上	合計
A	39 本	11 本	1 本	0 本	51 本
B	93 本	47 本	31 本	1 本	172 本
C	60 本	23 本	35 本	1 本	119 本
D	97 本	24 本	24 本	1 本	146 本
E	28 本	7 本	21 本	0 本	56 本
合計	317 本	112 本	112 本	3 本	544 本

②電柱

種類	寸法	数量
コンクリート製電柱	φ 280	26 本
コンクリート製電柱	φ 150	1 本
鋼製電柱	φ 150	1 本

種類	寸法	数量
鋼製電柱	ϕ 110	7 本
鋼製電柱	ϕ 90	7 本
合計		42 本

解体・撤去対象位置図

